

第 50 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第 50 回
食料・農業・農村政策審議会企画部会

日時：平成27年1月28日（水）15：00～18：35

会場：農林水産省 講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 新たな食料・農業・農村基本計画について
 - (1) 今後の企画部会の進め方について
 - (2) 食料自給率・食料自給力について
 - (3) 農業経営等の展望について
 - (4) 農業構造の展望について
 - (5) 農林水産研究基本計画骨子（案）について
 - (6) 地方意見交換会の報告について
 - (7) 新たな食料・農業・農村基本計画の検討における国民からの意見・要望
（第3回募集）について

3. 平成26年度食料・農業・農村白書の作成について

4. 生産条件不利補正交付金の面積単価及び数量単価の改正について

5. 閉 会

【配付資料一覧】

議事次第

配付資料一覧

企画部会委員名簿

資料1 今後の企画部会の進め方（案）

（食料・農業・農村基本計画に係る目標・展望等関係資料）

資料2-1 食料自給率について

資料2-2 食料自給力について

資料2-3 食料安全保障、食料自給率及び食料自給力の関係

資料2-4 不測等に備えた食料安全保障

資料2-5 我が国の食料の安定供給への影響に関するリスクマップ等

資料2-6 リスク評価結果（詳細版）

資料3-1 農業経営等の展望について

資料3-2 「経営モデルの例示」、「地域戦略の例示」の検討状況

資料4 農業構造の展望について

資料5 新たな農林水産研究基本計画の骨子（案）

（委員指摘事項関係資料）

資料6 委員指摘に関する資料

①東日本大震災からの復旧・復興の取組

②東日本大震災の被災状況等について

③食料自給力関係

④食料安全保障関係

資料7 地方意見交換会について（報告）

資料8 新たな食料・農業・農村基本計画の検討における国民からの意見・要望
（第3回募集）

(食料・農業・農村白書関係資料)

資料9-1 諮問文(案) (食料・農業・農村白書)

資料9-2 平成26年度食料・農業・農村白書の構成(案)

(経営所得安定対策小委員会関係資料)

資料10-1 生産条件不利補正交付金の面積単位及び数量単価の改正について(概要)

資料10-2 生産条件不利補正交付金(ゲタ対策)の面積単価及び数量単価の改正について

(委員提出資料)

資料11 委員提出資料(市川委員、小林委員、松本委員、山内委員)

(参考資料)

参考資料1 平成26年度農林水産関係補正予算の概要について

参考資料2 平成27年度農林水産予算概算決定の概要について

参考資料3 平成27年度税制改正事項について

参考資料4 平成27年度組織・定員について

参考資料5 「攻めの農林水産業」の実行について(平成27年1月19日産業競争力会議提出資料)

参考資料6 東日本大震災からの復興の状況と最近の取組

15時00分 開会

○政策課長 定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会企画部会を開催いたします。委員の皆様方におかれましてはご多忙中にも関わりませず、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、小泉委員、小林委員、武内委員、松永委員、藻谷委員、山内委員及び山口委員が所用によりご欠席となっております。現時点での出席委員数は11名でございまして、食料・農業・農村政策審議会令の規定による定足数を満たしていることをご報告いたします。なお、本日の企画部会は公開されております。

それでは、この後の司会の中嶋企画部会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 中嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議の議題は、「新たな食料・農業・農村基本計画について」、「平成26年度食料・農業・農村白書の作成について」及び「生産条件不利補正交付金の面積単位及び数量単価の改正について」です。18時30分までの3時間30分を予定しております。途中で、一旦、休憩をとる予定でございますが、長丁場、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、あべ農林水産副大臣にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思っております。あべ副大臣、よろしくお願いいたします。

○農林水産副大臣 皆様、こんにちは。

委員の皆様方におかれましては、日頃より農林水産行政に対しまして格別なるご高配を賜りまして、本当に感謝を申し上げます。また、ご多用中のところを本会議にご出席いただきまして深く感謝を申し上げます。

今月、10都市で行われました企画部会地方意見交換会では地域の農業者、また、消費者などを交えまして有意義で活発な意見交換が行われたと伺っているところでございます。今後ともこうした現場の声にしっかり耳を傾けまして、地に足のついた農政を推進してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、本日の議題、食料自給率、さらには農業経営等の展望等、食料・農業・農村白書等について、委員の皆様におかれましては、それぞれご専門の見地から活発で忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

議事に移る前に配付資料の確認等について事務局からお願いいたします。

○政策課長 カメラの方がおられましたら、恐れ入りますが、ここでご退室をお願いいたします。

(カメラ退出)

○政策課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りしてございます配付資料一覧の紙をご覧くださいと思います。本日の配付資料でございます。議事次第、配付資料一覧のこの紙、それから、企画部会委員名簿に続いて資料1がございます。資料2は資料2-1から2-6まで、資料3は3-1と3-2、資料4と5、資料6、それから、資料7、資料8、それから、資料9が9-1と9-2、資料10が資料10-1と10-2、資料11、それから、参考資料ということで参考1から参考5がございます。戻りまして、資料11のところでは委員提出資料ということで、市川委員、小林委員、松本委員及び山内委員から事前に提出いただいたご意見等をお配りしております。

また、委員の皆様には参考資料6ということで、東日本大震災から復興の状況と最近の取組のパンフレットをお配りしてございます。こちらにつきましては、会場の皆様にもご希望がございましたらお配りいたしますので、休憩時間なり、会議終了後に受付までお申しつけください。なお、部数が限られておりますので、1部ずつの配付とさせていただきます。このほか、委員の皆様方には参考資料を綴じた2分冊のファイルを机の上に設置してございます。

ご確認いただきまして、不足している資料がもしございましたら、審議の途中でも結構でございますので、お近くの事務局員までお声がけをくださるようお願いいたします。

また、この会議の議事録でございますが、会議終了後、委員の皆様方にご確認をいただいた上で、農林水産省のホームページに掲載して公表させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○中嶋部会長 それでは、本日の議題に入りたいと思います。

議題2、新たな食料・農業・農村基本計画については、(1)から(7)までの項目がございます。互いに関連する内容が含まれておりますのでまとめて説明し、その後、意見交換を行いたいと思います。

それでは、順次、事務局からご説明をお願いいたします。

○政策課長 それでは、資料1をご覧ください。今後の企画部会の進め方についてということで事務局案でございます。本日、ご議論をいただいた後、2月には新たな基本計画の

骨子（案）、原案につきましてご議論いただきたいと考えております。また、3月には新たな基本計画の案文につきまして、本審議会の場でもご審議をいただいた上、答申をいただきたいと考えております。なお、これらのスケジュールにつきましては、企画部会における今後の議論の状況などに応じて変更となる可能性もございますが、事務局としての想定ということでよろしくお願いたします。

それでは、資料2につきましてお願いします。

○食料安全保障課長 それでは、食料安全保障課でございます。私のほうからは食料自給率、それから、食料自給力、それから、食料安全保障についてご説明をさせていただきます。

まず、資料2-1をご覧くださいと思います。食料自給率の関連でございます。

1ページをお開きいただきまして、中ほどの四角をご覧くださいますと、これまでの経緯でございますが、4月に行われました企画部会におきまして、①から⑤までの食料自給目標設定に当たっての留意事項というのを整理していただいたところでございます。①が品目別に現実に見合った需要量を想定すること、②生産量については需要面に加え、現実的な生産条件に見合ったものとする、③として関係者が取り組むべき課題を明確にすること、④生産と消費の両面において、食料自給率の向上に向けた努力が適切に盛り込まれること、⑤以上を踏まえということで、全体のカロリーベース及び生産額ベースの食料自給率目標を設定すること、それから、食料消費の動向については人口の高齢化の影響等を織り込むことということで整理をいただきまして、また、その下の欄の10月の企画部会におきましても、同様の方向で検討を進めるべしということで、整理をしていただいたところでございます。

2ページでございます。これを受けまして、具体的な食料・農業・農村基本計画においてお示しをする食料自給率目標の種類ということでございます。真ん中の表をご覧くださいますと、カロリーベース総合食料自給率、それから、その下の生産額ベース総合食料自給率、さらにこれに加えまして飼料自給率を目標としてお示ししたいと思っております。また、参考といたしまして品目別自給率というものをお示ししたいと思っております。

真ん中の表の右端に特徴とございます。カロリーベースにつきましては、人間が生活する上で欠くことのできない基礎的な栄養価であるエネルギーがどの程度、国産で賄えているかが分かる、それから、価格やコストによる影響を捨象した上で、客観的に生産量や消費量の動向を把握することができる、三つ目としてこういったメリットがある一方、飼料

自給率を考慮する畜産物やカロリーが低い野菜、果実の生産活動が反映しにくいという側面がございます。この反面、生産額ベースにつきましては、畜産物、野菜、果実等の生産活動によって生み出される付加価値が反映される、生産コストの低減により国産品が選択され、生産量が増えても国産単価が下がり、結果的に自給率に影響しないこともある、単価が為替変動や関税の引き下げ等に左右されやすい。

これらの特徴がございますので、カロリーベース、金額ベースともにこの二つをそろえて自給率目標ということで、いずれもそれぞれのプラス面がございますので、これを生かした目標設定ということとし、併せて畜産物の生産に必須となる飼料がどの程度、国産で賄えているかということをお示しをすると。さらに参考として品目別の自給率もお示しをするという形で、今後の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

3 ページでございます。その際における食料消費に関する課題と対応方向でございます。一番左側の現状欄でございますように、消費につきましては食の外部化・簡便化の進展、あるいはライフスタイルの多様化による食生活の変化、廃棄・食べ残しが依然として一定量発生、人口減少・高齢化といった現状がございます。このそれぞれにつきまして右端の対応方向でございますが、食品に対する消費者の信頼の確保ということで、原料原産地表示について実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討を進める、あるいは真ん中の欄でございますが、食育の推進ということで、例えば幅広い世代に対する農業体験機会の提供といったことを進めていきたいと、それから、三つ目の欄でございますが、国内外での需要拡大ということで、国産農産物の消費拡大を国内での消費拡大はもとより、輸出という形での国外での需要の拡大というものに取り組んでいきたいということでございます。

4 ページ目でございます。農業生産の品目横断的な生産に関する課題と対応方向でございます。左端の現状でございます。農地面積の現状、それから、荒廃農地の増加あるいは基幹的農業水利施設の老朽化、農業就業人口の減少、農業者の高齢化、単収等の伸び悩み、需要構造の変化という状況が見られるところでございます。対応方向でございますが、右端の欄でございますように、優良農地の確保と担い手への農地集積・集約化ということで、農地中間管理機構あるいは人・農地プランの活用、基盤整備との連携と、こういったことで対応を進めていきたいと。それから、真ん中の欄の担い手の育成・確保でございます。法人化あるいは経営の多角化、複合化あるいは新規就農者の雇用就農、あるいは教育の充実といった点を進めてまいりたいと、それから、三つ目の欄でございますが、農業の生

産・流通現場の技術革新等の実現ということで、次世代施設園芸の推進、あるいは米生産のコストの低減等というものの推進を図っていきたいと思っております。

また、お米、米粉用米、飼料用米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そういった品目ごとにそれぞれ取り巻く状況も異なるわけでございます。それぞれにつきまして生産サイドで克服すべき課題、あるいは食品産業のサイドから取り組むべき課題というものをそれぞれの品目ごとの特性に応じて、5ページは基本的に、米、麦、大豆、それから、6ページにそばあるいは野菜、果実、てん菜、サトウキビといった品目、それから、7ページに畜産物、それから、飼料作物、8ページは魚介類あるいはきのこといったものについて、それぞれこれまでの議論も踏まえまして、整理をさせていただいているところでございます。

今回は37年度の消費の見通しあるいは37年度生産量が空欄になっておりますが、これは食料自給率の目標を検討していく中で、併せて具体的な目標値についてもお示しをさせていただきたいと思っております。

食料自給率につきましては以上でございます。

続きまして、資料2-2をご覧くださいと思います。食料自給力についてでございます。検討素案③とございますように、これまで過去2回、ご議論をいただいております。今回、前回の年末の企画部会でご指摘をいただきました点、その意見を踏まえまして修正するという形で原案をご提示をさせていただいております。そういった意味で、1ページから3ページ目までは前回と変更はございません。

それから、4ページ目でございます。4ページ目の追加・修正部分にアンダーラインを引かせていただいておりますが、4パラをご覧くださいと思います。他方ということで、過去50年以上にわたり、農地面積は減少傾向で推移するとともに、主要穀物等の単収の伸びが近年、鈍化しているなど、我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力の低下が懸念されていることから、我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力について過去からの動向も併せて示すことにより、国内の潜在生産能力の状況について国民各位に理解いただくことも重要であると。

おめくりいただきまして5ページでございます。このように国内の潜在生産能力について、平素からその時点における能力を評価するとともに過去からの動向を示すことにより、①食料自給率が近年、横ばいで推移する中、国内の潜在生産能力が徐々に低下している実情にあること、②現在の食生活を前提とした作付体系から、より供給熱量等を重視した作付体系とする場合には、高い潜在生産能力を発揮することが可能であることを明らかにす

ることで、国内の潜在生産能力について国民各位の共通理解の醸成を図るとともに、食料安全保障に関する国民的議論を深化させていくことが必要とした上で、6パラにつきましては食料自給力指標につきまして括弧書きにございますように、その時点の我が国の食料の潜在生産能力を評価する指標ということで明確に定義をしております。

また、7パラを加えております。今回、新たに食料自給力指標を示し、我が国の食料自給力の現状や過去からの動向についての認識を共有することにより、豊かな食生活が維持できている中にあることは、日頃は深化が図られにくい我が国の食料安全保障に関する国民的議論を深め、その上で国において、生産者には農地等の農業資源や農業技術等のフル活用、消費者には国産農林水産物の積極的な消費拡大や農山漁村の重要性に対する理解の促進、食品産業事業者には国産農林水産物の積極的な活用・販売や、生産者と一体となった新たな取組の展開等をさまざまな機会を通じて、教育現場も含めて広く働きかけることによりまして、食料の安定供給の確保にむけた取組を促すこととはどうかということで、記述を充実させていただいております。

さらに8ページが一番下をご覧いただきたいと思います。IV番の公表の一番最後の行でございますが、試算上の耕地利用率を示すべきと、こういうご意見もございましたので、こちらのほうの記述をさせていただいております。また、15ページをご覧いただきたいと思います。15ページは上の欄の直近の食料自給力指標ということで、前回も棒グラフでお示しをするということをご提示させていただきましたが、15ページ、下の欄に昭和40年からのA、B、C、D、各パターンごとの自給力指標の推移も併せてお示しをさせていただくことにしてはどうかということで、前回から修正をさせていただいております。

食料自給力につきましては以上でございます。

続きまして、食料安全保障につきましてご説明をさせていただきます。資料2-4をご覧いただきたいと思います。

1ページをおめくりいただきまして、不測時に備えた食料安全保障の検討の背景ということで、今回の検討の趣旨を記載させていただいております。第1パラグラフにつきましては、食料供給につきましては国内外において影響を与えるおそれが常に存在するということが、それから、2パラでは基本法に記載されている食料安全保障に関する記述、それから、3パラで平成24年9月に緊急事態食料安全保障指針というものを農水省で定めまして、食料安全保障の確立を図っているということをご紹介し、また、4パラでは今年3月の企画部会において、①、②について検討を深めるべきと、こういう整理をされたことをご紹

介した上で5パラでございます。

こうした中、我が国における食料供給が比較的安定しており、食料需給に影響を与えるさまざまなリスクを多方面から検討することが可能なこの機を捉え、新たな食料・農業・農村基本計画の検討にも資する観点からということで、主要な農畜産物を対象として、国内外の食料供給に影響を与える可能性のあるさまざまなリスクを洗い出し、食料の安定供給に与える影響等を定期的に検証する手法の検討、それから、二つ目といたしまして、主要穀物について国内の不作や輸入の大幅な減少等が生じた場合に備蓄の活用や緊急増産、代替輸入の確保等により食料の安定供給に係る不測の事態に対する具体的な対応手順を取りまとめると、この二つの作業を行ったところでございます。その結果につきまして、以下、ご説明をいたします。

3ページ目からは①のリスク管理の全体像でございます。ブルーの欄をごらんいただきますと、全ての国内外のリスクを特定する、それを分析する、評価する、それに対して対応策を立てると。これを一回、整理して終わりにするのではなくて、定期的にリスク要因が変わりますので、定期的にモニタリングをして見直していくという作業をいたしたいということでございます。

4ページをご覧いただきたいと思います。そういった意味で、洗い出したリスクの概要でございますが、リスクをそれぞれ一時的、短期的に発生するリスクと、既に顕在化しつつあるリスクに区分をいたしまして、これを国内、国外、国外は赤字の赤枠、国内は青枠ということで、それぞれ分類して評価したところでございます。5ページ目、一番下のオレンジの囲みでございますが、対象品目につきましては主要な米、小麦、大豆、飼料用トウモロコシ、畜産物、水産物の6品目とさせていただいたところでございます。

6ページをご覧いただきたいと思います。ただいま申し上げた6品目につきまして、例えばお米ですと国内生産が中心ですのでリスクについても国内リスクを中心に、それから、小麦、大豆、トウモロコシにつきましては輸入が中心になりますので、海外のリスクを中心に検討・分析、それから、畜産物、水産物につきましては双方についてリスクを分析したところでございます。

7ページをご覧いただきたいと思います。真ん中の表でございますが、具体的には海外のリスクにつきましては、我が国の主要輸入相手国において一定割合以上の生産が減る場合、こういう事態がどういう頻度で起こるか、具体的には農産物は2割、畜産物は1割、水産物は3割の生産減、それから、国内につきましては国内生産が品目ごとに5%減ると、

こういう事態、量的減少が起こる頻度ということを検証いたしまして、高は3年に1回程度、中は10年に1回程度、低は30年に1回程度、さらに既に顕在化しつつあるリスク、例えば地球温暖化あるいは人口増大といったリスクにつきましては、何年に1度といった発生頻度を分析することはできないため、顕在化ということで整理をしております。また、影響度につきましては定量的な評価が困難でございますので、影響範囲ということで仮にリスクが顕在化した場合に全国的あるいは地域的なのか、局地的なのかという整理をいたしました。

また、現状評価につきまして、現状、そのリスクについて影響を与えていないのか、与えつつあるのか、与えているのかと3段階評価、それから、過去10年程度の動向評価ということで、過去10年間、改善しているのか、変化しないのか、悪化しているのか、それから、将来、5～10年後の評価ということで、影響が変わらないのか、あるいは発生頻度・影響度が高まる可能性があるのか、あるいは発生頻度または影響度が非常に高まる可能性があるのかという3段階で評価をいたしたところでございます。

具体的な評価結果の全体像は8ページに記載しております。一番上の2行にございますように、今回、食料安定供給に与える可能性のあるリスクについて評価を行ったところ、対象品目全てにおいて現時点で食料安定供給への影響が懸念される状況にはなかったということでございます。その下の最初のポツにございますように、特に需要面につきましてですが、中長期的な世界人口増大あるいは経済発展により食料需要が拡大する見込みであるが、特に注目すべき点はとして、近年の中国の食料需要増に伴う農畜産物の輸入量の大幅な増加といったところについて、こういう点については今後とも動向をよく注意していく必要があるといったようなことをまとめさせていただいております。

具体的な評価結果につきまして10ページをご覧くださいと思います。10ページはお米についての各リスクの評価結果でございます。この中で例えば石油・ガス等の燃料の不足といったリスクについては、蓋然性・低、起こった場合の影響度は全国的、それから、現状は影響を与えていない、それから、過去10年程度のリスクは変化なし、それから、5～10年後については発生頻度等は変わらない見込みと、それから、国内リスクについては大規模自然災害や異常気象については発生頻度・中、全国的、その他、ここに記載のとおり評価となっております。

また、11ページ、小麦でございます。これは輸入の小麦を前提にしておりますが、一番上の大規模自然災害や異常気象につきましては中、全国的、現状評価は○、過去10年程度

変化なし、5～10年後は変わらない見込みということで、それぞれにつきまして併せてお配りしております資料2-6をご覧くださいければと思いますけれども、結論だけ、こちらにまとめさせていただいておりますが、この評価を行うに当たりましては、それぞれ品目ごと、あるいはリスクごとに2-6に記載してございます。

例えば2-6の2ページ目をご覧くださいますと、これは6品目共通の石油・ガスの不足の事態というリスクでございます。発生の蓋然性・低といたしましたのは、真ん中に棒グラフがございます。過去73年、78年と二度にわたるオイルショックが起こっておりますが、量的には例えば第一次オイルショックの際にも、原油輸入量は前年よりも増えているという状況がございまして、量的な不足ということについて過去からの検証をいたしましたところ、具体的に顕在化したことはほとんどないということで低ということで評価をした、あるいは現状評価、過去の動向評価、5～10年後の評価については判断根拠の欄に記載しておりますような理由により、こういう評価にしたということでございます。

また、その下の右側の下段、5ページ目をご覧くださいますと、米については発生頻度・中といたしておりますが、異常気象や自然災害による通常的不作(94)を下回る状況となったのは、昭和35年以降で昭和46年、55年、平成5年、平成15年の4回ということで、この頻度から中ということにさせていただいております。また、現状評価等々の評価根拠につきましては、その右側に記載したとおりでございます。

また、小麦につきましても11ページに記載しておりますが、主要輸入国でありますアメリカ、カナダ、オーストラリア、ここにおけます干ばつあるいは高温乾燥といったものの発生頻度、あるいはそのときにおける生産量の増減というものを勘案いたしまして発生頻度・中、あとはそれぞれ記載のとおりの評価といたしておりますように、こういった形でそれぞれ過去の発生事例あるいは国際公的機関の見解等々を加味いたしまして、それぞれの評価をさせていただいたというものでございます。

恐縮でございます。資料2-4にお戻りいただきまして、そういった意味で12ページが大豆の評価結果、それから、13ページが飼料用トウモロコシの評価結果、14ページが畜産物の評価結果、15ページが水産物の評価結果ということになっております。

16ページをご覧くださいたいと思います。一番上の黄色の欄をご覧くださいますと、平成27年度以降は今回、行った検証フレームを基本としつつ、必要な見直しを図りながらリスク評価を今後とも行うことにより、食料の安定供給上のさまざまなリスクに恒常的に対応していくということで、今回、一旦、整理をいたしました。来年度以降も手法並びに

いろいろなそれぞれのリスクの度合いというものを定期的に評価をし直し、日本の食料供給を取り巻くリスクというものについて、きちんと検証・把握をしていくということにいたしていきたいと考えております。

あと、その次が具体的な対応手順でございます。18ページをお開きいただきたいと思っております。具体的な不測の事態を想定した対応手順ということで、国内につきましては米の大不作、それから、輸入関係では食糧用小麦、それから、飼料用穀物の大幅な輸入減少ということが仮に起こった場合ということ想定して、対応手順を整理させていただいております。

19ページをご覧くださいと思います。先ほどご紹介いたしました平成24年9月の緊急事態食料安全保障指針においては、19ページ、右側でございますように具体的な不測の事態をレベル0、これは具体的にはレベル1以降の事態に発展するおそれがある段階と、それから、レベル1、特定の品目が平時の2割以上を下回ると予測される場合、それから、レベル2として、1人1日当たりの供給熱量が2,000キロカロリーを下回ると予測される場合と、それぞれ、こういう実態ごとに対応指針をまとめております。

20ページをお開きいただきたいと思っております。全く平穏な例えば今はレベル0ですらないという整理になるわけでございますが、こういう場合でも海外からの食料供給については毎月、ワーキンググループを開催し、情報収集を行っているところでございます。また、20ページ、下の二つ目の赤の枠でございますが、不測の事態（レベル0）が発生、またはそのおそれがある場合は情報収集をし、その上でレベル0と判断した場合には対策本部を開催するということになっております。21ページでございます。その上でレベル0からさらに事態が悪化した場合は、内閣総理大臣に事態を報告し、レベル1なのか、2なのかという判定をしていただくということになっております。

また、22ページ以降ですが、不測時における基本的な対応ということでございます。ブルーのレベル0の段階では情報収集・分析、それから、供給確保、輸入の確保、価格・流通の安定、さらには公的備蓄がある場合は備蓄の放出ということで対応し、さらにこれがレベル1という事態に深化した場合には、政府対策本部の指示を受けながら追加的輸入、あるいは緊急増産、種苗、肥料、農薬等の資材の確保、価格・流通の安定対策ということを図っていくということでございます。

それから、23ページ、それから、24ページは緊急増産をやる場合の手続のフローを整理しております。また、25ページは緊急増産に必要な種子、種苗をきちんと手当てするため

のフロー、それから、26ページは肥料をきちんと必要量を調達するための対策のフロー、それから、27ページは農薬を確保するための手続フローを整理しておりますし、また、28ページは価格・流通の安定ということで、国交大臣とも連携した形での売り渡し・保管・輸送、それから、消費者庁とも連携した形での買い占め防止対策といったものの方法を整理させていただいております。また、29ページは価格が暴騰する場合の価格の適正化に向けての対応のフローを整理させていただいております。29ページまでのところが特に品目を特定しない品目共通の対応でございます。

30ページからが今回、対象にしました仮に米の大不作が起こった場合の対応でございます。特に31ページをご覧ください。一番上に薄緑で作況悪化の予測が出た段階、この段階で具体的にどういふことを始めるのか、それから、真ん中よりやや左側に深緑で作況悪化の確定、この段階でどういふ対応を始めるのかといったことを時系列で並べて、具体的な対応のフローが分かるような整理をさせていただいております。

同じく33ページからは食糧用小麦の輸入の大幅な不足といった場合の対応を、34ページに時系列も含めて整理させていただいておりますし、また、飼料用穀物については37ページからでございますが、38ページに時系列の対応の整理をさせていただいております。また、こういったポンチ絵に描き切れない詳細な対応、細かい部分につきましては40ページから42ページにかけて、それぞれ、担当部局も明示した形で、どこの部局がどういふ対応をするということを整理させていただいております。

また、43ページでございますが、事態ごとのおのおのの対応ということで、平時からレベル1にかけまして、一番左の国（農水省）においてそれぞれの事態で何をする、真ん中の欄で農業団体、生産者、生産者団体、それから、民間企業においてどういふ対応、それから、一番右端の消費者においてはどういふ対応をとっていただくかということについて、それぞれ整理し、こういったことに備えていただくということでまとめさせていただいた次第でございます。

食料安全保障については以上でございます。

○政策課長 続きまして、資料3-1をご覧ください。農業経営等の展望についてでございます。これまでの企画部会においては、農業・農村の所得倍増と経営展望という形で二つに分けてお示しをしておりましたが、相互に関連する資料でございますので、農業経営等の展望についてという同じ資料の中で、1ページからは農業・農村の所得倍増に向けた対応方向について、26ページからは農業経営等の展望についてというふうに合冊してござ

います。

ページをめくっていただきまして、3ページまではこれまでの会議でお示しをしている資料でございます。

4ページをご覧ください。農業・農村の所得倍増のイメージでございます。農業・農村の所得倍増の考え方といたしましては、2ページにも出てまいりましたけれども、農業所得がマクロで倍になるというふうなことではございませんし、個々の農家の所得が倍になるといったことでもございませんで、この図にございますとおり、農業所得については緑の枠のところの赤線の囲みでございますけれども、農業生産額の増大や生産コストの縮減の取組により、農業所得の増大を図るという取組をしていくと、また、農村地域の関連所得につきましましては、黄色い枠のところの赤線の囲みになりますけれども、今後、成長が見込まれる6次産業化の分野を対象にして、経済成長2%の前提の下で6次産業化等に係る農村地域の市場規模が拡大し、それに伴う関連所得の増大を図ること、この二つによりまして農業所得と6次産業化等に係る農村地域の関連所得の両者を足し合わせて考えていくという整理でございます。

続きまして、5ページをご覧ください。これも以前にお示ししておる資料でございますけれども、生産農業所得の25年の数値が12月に公表されておりますので、それを入れてリバイスをしてございます。6ページも変化はございません。

7ページから16ページにつきましましては、農業所得の増大に向けた対応方向ということで、このページはお米についてでありますけれども、麦類、豆類といった品目ごとに生産額の増大、それから、生産コストの縮減というのを横軸にとりまして、需要面、生産・流通面ということで、それぞれの取組について整理したものでございます。

続きまして、飛ばさせていただきます17ページでございます。農村地域の関連所得の増大についての考え方ということでございます。農業を取り巻く関連産業の市場規模につきましましては右側の絵にございますとおり、製造業、販売・流通業、介護福祉産業、医療産業、観光業等々ございますように大きな金額になってございます。食品産業等の関連産業に農業の世界も引っ張ってもらいつつ、この大きな市場の成長分を6次産業化により、農村地域に取り組んでいく必要があるという考えでございます。

18ページ以下でございますけれども、先ほどの17ページでご覧いただいた農業を取り巻く大きな関連産業の市場のうち、今後、特に成長が期待できる七つの分野における取組を通じまして、6次産業化に係る市場規模を拡大するとともに、これに伴う付加価値を農村

地域に帰属させ、雇用を生み出すことなどにより、所得の増大を目指すということとしてございます。19ページ以降では、これらの分野ごとに対応方向の詳細を記載してございます。縦軸に加工・直売ですとか輸出、都市と農山漁村の交流といったことを掲げておりまして、横軸に具体的な対応方向ということで示してございます。

23ページをご覧ください。農業所得及び農村地域の関連所得の試算についてでございます。これまで企画部会の議論の中でも、委員の先生方からさまざまなご指摘、ご意見をいただいております。このようなご指摘も踏まえまして一定の前提を置いた上で、農業所得と農村地域の関連所得について試算をしていきたというふうを考えているところでございます。23ページにございますとおり、農業所得及び農村地域の関連所得に関しまして、今後、10年間でそれぞれをどの程度と見込むのかについて、農業所得については品目ごと、農村地域の関連所得につきましては先ほどもご覧いただいたような分野ごとに前提を置いて試算をし、それらを積み上げることによって10年後の農業所得なり、農村地域の関連所得の試算値を算出して、参考資料という形で公表してはどうかというふうを考えているところでございます。

24ページ、25ページにそれぞれの試算方法を記載してございます。24ページは農業所得のほうですけれども、生産農業所得統計における生産農業所得の考え方に準じて試算をするということにいたしておりまして、その前提として四角の枠囲みの試算の前提のところですが、生産量のところは10年後の生産量は農業生産に関する諸課題が解決された場合に、実現可能な国内農業生産の数量ということで、食料自給率に係る生産努力目標などを用いる。価格については、10年後の価格は現状と同じ価格と仮定する。生産コストについては、10年後の生産コストは関係者が一体となって諸課題が解決された場合に、実現可能となる生産コストを見込んで推計する。その他であります。10年後の補助金は原則、現状と同水準と仮定して試算をするということでございます。

25ページ、農村地域の関連所得の試算方法でございます。こちらにつきましては、先ほど来、申し上げているとおりでございますが、6次産業の各分野の市場規模に対しまして、法人企業統計における業種別の付加価値額に基づく付加価値率を乗じたものとして試算をするというのが、上の四角の囲みにございます考え方でございます。

試算の前提といたしましては市場規模のところですが、分野ごとの売上高については情勢の変化による需要拡大や取組の進展を踏まえつつ、経済全体の健全な成長を取り込む等の前提で伸び率等を考慮して試算、付加価値率のところですが、付加価値率を付加価値額

割る売上高掛ける100ということ、それから、農村における雇用分を考慮するため、従業員給与等の人件費を含む概念の法人企業統計の付加価値額を活用する。

その他ということでは、各分野のうち、食品企業等の農林漁業者以外が主体となる医福食農連携、ICT活用・流通分野等については食品企業が農村以外で取り組む活動を除く必要があるということで、市場規模について農村への帰属割合を考慮して算出するという前提を置いて試算をしていきたいということでございまして、これらの試算を行った上で、3月末の基本計画の策定までに農業所得なり、農村地域の関連所得の試算値を参考としてお示しできればと考えているところでございます。

26ページ以降は技術総括審議官からお願いします。

○技術総括審議官 技術総括審議官でございます。引き続き、農業経営の展望につきましてご説明を申し上げます。

26ページであります。既に以前の企画部会でもご説明してございますけれども、この経営展望は各地域の特性に応じた担い手の育成、農業・農村の所得倍増に向けて、関係者が具体的なイメージを持って取り組めるようにという趣旨で提示するものであります。内容的には下にございますように、農業経営モデルの例示と地域戦略の例示、この二つを示したいと考えてございます。農業経営モデルについては、各地域の担い手になります効率的かつ安定的な農業経営の姿を営農類型、地域ごとに例示をしていくということ、それから、地域戦略については地域農業の発展とともに関連産業との連携による6次産業化などの事業展開によりまして、地域として農業所得と関連所得の合計が増大するイメージを具体的に示していくという趣旨で提示するものでございます。

27ページをご覧いただきたいと思えます。これも既に一度、ご説明させていただいたものでありますけれども、具体的な営農類型、それから、営農体系のモデルといたしましては右側の表に整理してございますが、水田作、畑作、野菜作等々の営農類型と、地域性あるいは作物等々を考慮いたしまして、合計35のモデルを整理させていただきたいと考えてございます。

28ページであります。そのモデルを整理するに当たりましての経営発展の主な方向ということで、共通的なところを整理してございます。農業経営モデルにおける経営発展の主な方向としては主に三つ、一つは中間管理機構等の活用や基盤整備等によります集約化、あるいは省力化技術の導入、作業の外部化というような取組を通じまして、規模拡大を図っていくという方向、それから、中ほどにございますけれども、新しい作物の導入等によ

りまして経営を複合化し、収益性を向上させるといった方向、そして、右側にありますが、加工や販売に農業経営体が自ら取り組む、いわば経営体内における6次産業化の取組といった主に三つの方向を考えて、これらの組み合わせ等によりまして経営発展が図られていくという考え方でございます。また、下のほうには最近の非常に先進的な事例といたしまして、100ヘクタールを超える大規模農業生産法人あるいは数集落をまとめた広域的な集落営農法人、次世代施設園芸等々、非常に新しい経営展開も生まれてきておりますので、そういったものも参考にしながらまとめてまいりたいというふうに考えてございます。

29ページから31ページまでは、その35類型について粗々のところを整理させていただいております。例えば26ページの水田作におきましては、対象地域としてはいわゆる一年一作地帯であります北海道・北東北、それから、二毛作が技術的には可能になってきます南東北以西、また、施設園芸等により複合化を図るという意味では全国的な取組、また、中山間における取組、そういった地域性と、それから、それぞれ家族経営なり、法人経営というものがおりますので、合計で7類型を整理させていただきたいと考えてございます。以下、畑作、野菜作、果樹作等について、今後、具体的な試算をいたしまして、追ってまた、企画部会のほうにご説明を申し上げたいというふうに考えております。

32ページであります。地域戦略の例示ということで、先ほど申し上げましたとおり、地域農業の発展と、6次産業等の取組による関連産業との連携などの事業展開によりまして、農業・農村所得全体として向上させていくという、取組のイメージを整理するものでございます。例示の作成方向として右側に整理してございますけれども、大きな区分としては、一つは地域農業の強みを発揮するというところで、生産・流通システムを革新していくもの、あるいは食品企業と連携していくもの、地域による新たな需要を創出するもの等々の整理、また、下のほうにございますけれども、埋もれた農村資源を活用して交流や体験農園、あるいは再生可能エネルギーなどの新しい取組によりまして、地域としての所得を向上させていくというような合計20のパターンに整理させていただきたいと考えております。

33ページであります。具体的な例示に当たりましてはここにありまして、基本的な戦略、取組のポイント、関係主体がどのように連携して取り組んでいくか、その結果として所得がどう向上するかという試算結果などを示していきたいと考えております。

34ページ以降は、先ほど一覧表にいたしました20の取組の方向性につきまして、もう少しブレークダウンをさせていただいた整理でございます。これにつきましても、鋭意、作

業を進めているところでございまして、試算ができました段階で、また、それぞれお示しをしてご議論を賜りたいと考えてございます。

以上でございます。

○経営局審議官 続きまして、農業構造の展望につきましてもご説明させていただきます。私は経営局審議官の山口でございます。よろしくお願いいたします。農業構造の展望につきましては資料4でございます。

まず、7ページをご覧いただきたいんですけども、農業構造の展望の考え方につきましては、昨年10月17日の企画部会で資料をお示したところでございます。ここの枠の中にございますように、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するとの方針によりまして、再度、担い手の姿を明確にして望ましい農業構造の姿を提示するという考え方を出しております。さらに担い手の数よりも担い手の農地利用カバー率をメインとして、10年後を展望していきたいと思っております。さらに農業就業者、これには基幹的農業従事者と雇用者というものを入れておりますが、これらの年齢構成を重視して農業労働力の見通しも提示すると、こういった考え方でございます。

このうちの1番目の丸につきましては前回の資料にございます、8ページでございますけれども、担い手の考え方につきましては、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体は当然として、それにプラスしまして効率的かつ安定的な農業経営を目指している経営体を入れるということになっております。その両者にまたがるものとしては認定農業者がございまして、新しく新規就農された方の中の認定新規就農者、また、集落営農という形で任意組織も担い手の中に入れて、考えていきたいというふうに思っているところでございます。

続きまして、次の二つ目の丸ですが、担い手の数よりも担い手の農地利用カバー率という点に関しましては、9ページの資料の一番上の緑の関連KPIとのその進捗というところに書いてございますように、今後、10年間で全農地面積の8割が担い手によって利用されることを目指すということで、現状5割を8割まで上げていくと、そういう考え方を示しているところでございます。

こういったことを前回までご説明したところでございますけれども、本日の部分につきましては農業労働力の見通しにつきましても、必要数等を出しているところでございます。1ページに戻っていただきます。現在の土地利用型作物以外の、例えば野菜、果樹、畜産等の作物につきましては、現在でも多くの方は専業で従事されております。効率的な農業

が営まれておりますので、こういった野菜なり、果樹なり、畜産なりの生産を今後とも維持していくということを考えれば、現在と同程度の人数が必要ではないかということをごさいますて、緑の枠の中にごさいますように、約60万人の従事者が必要だというふうに考えているところをごさいます。

一方で、土地利用型作物、米や麦や大豆等でごさいます。これにつきましては今後、本格的な人口減少社会を迎えるという中で、現在は、例えば1軒当たり1ヘクタール程度ということで零細ではごさいますけれども、段々と人口が減った中でどれだけの労働力、従事者が必要かということ考えたものが左側の話でごさいます。ここでは1人当たり10ヘクタール程度を耕作する前提で計算をしたということをごさいます。この10ヘクタール程度ということにつきましては、当然、中山間地域とか土地条件によって成り立たないところもごさいますので、全国一律でこれにするということを行っているわけではごさいません。人口が減少した中で、最低限どれぐらい人が必要かという、そういうことで置いた数字でごさいます。

この数字の根拠は、2ページのところの表にごさいますけれども、法人経営の欄をご覧いただきたいんですけども、1人当たりの経営耕地面積で見ますと、10ヘクタール以上を1人が担っておられる割合が経営体数で、43%あるということをごさいます。いわゆる効率的な経営を行っていく上では、これぐらいの面積が可能になるのではないかと。当然、農地の大区画化や直播等の新技術の導入、こういったものも入れてということになるかと思えますけれども、こういったことで10ヘクタールというふうに仮に置いたということをごさいます。これで、先ほど申しましたように担い手のカバー率が土地利用型農業の8割ということ考えますと、その面積は約300万、294万ヘクタールというふうに1ページのほうの資料に書いてごさいますけれども、この294万ヘクタールを10ヘクタールで割りますと約30万人が必要になる。これは、最低限必要になる数字だというふうに考えておりまして、両方を足しますと90万人が必要になるということをごさいます。

右側に移っていただきますと、90万人の従事者につきましては何年働けるかということ考えますと、仮に20歳前後で農業に従事し始めて70歳までフルに従事するというふうに考えますと、大体年数にしますと40年から50年ということになります。90万人をその真ん中の数字の45年で割りますと、毎年、平均して2万人程度の新しい従事者が入ってくる必要があります。そうなれば、安定的な経営ができるということをごさいます。現在の39歳以下で年間、農業に就農される方が1万5,000人ぐらいごさいます。定着しておられるのはそ

の7割ということで1万人という数字でございます。ですので、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の中では、目標としては1万人を倍増して2万人にするということと、それによって10年後には40代以下の農業従事者を40万人に拡大するということを目指したところでございます。

それを踏まえまして、3ページ以降に農業就業者数の将来の推移を試算したものがございます。3ページの方は試算①でございますけれども、これは現在のトレンドのまま、同じ数が年代ごとに新しく入る、または退出するということを仮定した場合の数字でございます。これにつきましては、現在のままの傾向が続いた場合には平成37年には60代以下、これは69歳以下ということでございますが、これが現在は124万人いらっしゃいますけれども、87万人まで減少して90万人ぎりぎりとなります。今回は平成47年、57年という数字も出してみましたが、これについては60代以下のところがございますように、80万、82万ということで、90万人を切ってしまうという状況になっているわけでございます。

次に4ページでございます。先ほどの「農林水産業・地域の活力創造プラン」の目標でございます40代以下の増加数が2倍になるという仮定で計算した場合でございますが、こうしますと先ほどに比べまして年齢構成のアンバランスが改善されるということになりまして、37年の数字では101万人、47年で109万人、57年で124万人と、60代以下のところの数字でございますが、こういった形で90万人を確保することができるということになっておるわけでございます。そういったことで、労働力の見通しにつきましては、こういった前提で今後も作業を進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○農林水産技術会議事務局長 それでは、資料5をお願いいたします。農林水産技術会議事務局でございます。

新たな農林水産研究基本計画の骨子についてご説明させていただきます。研究基本計画につきましては、昨年10月31日の企画部会で検討方向についてご説明したところでございます。その後、農林水産技術会議では企画部会における議論を踏まえながら、研究基本計画の検討を進めてまいりました。本日は先週の農林水産技術会議で議論されました研究基本計画の骨子（案）についてご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。冒頭では基本的な考え方ということで整理することといたしております。企画部会で議論された食料・農業・農村をめぐる諸情勢、今後の動向の変化を踏まえまして、農林水産業が若者にとって将来にわたって希望の持てる魅力ある産

業に生まれ変わっていくために必要な研究開発、また、その役割等について記述することとしております。また、この中で研究基本計画の位置づけがどのようなものになるのかといったことにつきまして言及することといたしております。

次の第1、農林水産研究の推進に関する施策の基本的な方針でございますが、第1は三つ、研究開発マネジメントの改革、技術移転の加速化、それと、多様な「知」の創出のための環境整備の三つの柱で構成しております。

最初の研究開発マネジメントの改革でございますが、当然、生産現場のニーズに直結した研究開発、これを進めるために農林漁業者や関連の業界の方々の意見をよく聴きながら総合的に推進します。2ページでございますが、他府省との連携とか、それから、総合科学技術・イノベーション会議というものが政府に設けられてございますけれども、その下で、関係府省と一緒に巻き込みながら体制をつくって、ICTやロボットなど次世代の農林水産業の創造に資するという画期的な技術開発を加速化していきたいと考えております。また、評価制度につきましても効果的な運用を図ります。

次に、技術移転の加速化についてでございます。研究開発の成果が速やかに生産現場に移転されるようにするため、異分野技術を有する大学や異業種の民間企業と連携し、革新的な技術を生み出すとともに、それら技術をスピード感を持って事業化するといったことにつきまして、いろんな工夫を今までいたしていたわけでございますけれども、それ以上に今後も国産農林水産物のバリューチェーンの構築に結びつける新たな産学官連携研究を推進するということと、それから、現場に近い普及組織や、担い手の方々と共同した研究開発の充実を図るということで、地域農業研究センターのハブ機能を強化することについて記述いたします。また、併せまして戦略的な知的財産マネジメントの推進やレギュラトリーサイエンスの充実・強化、それから、研究開発に対する国民理解の促進を図るような施策についても書き込んでまいります。

3ページでございますが、多様な「知」の創出のための環境整備について掲げさせていただきます。農水省の研究開発法人は農業分野の三法人と、それから、水研センターと水産大学校が統合を控えておりますけれども、この統合効果を最大限に発揮させるための体制整備等について記述いたします。また、研究資金制度の効率的な運用、クロスアポイントメント制度の導入などにより人材育成などを図りまして研究開発ツールの整備、国際的な研究ネットワークへの参画など、国際連携の推進についても必要な取組を記述いたします。

次に4ページをお願いいたします。次は第2でございますが、農林水産研究の重点目標

でございます。10月の企画部会でもご説明をしましたが、重点目標の最初の柱は最優先課題として生産現場等が直面する課題を速やかに解決するための研究開発を位置づけております。先ほど説明がありました経営展望に示された各地域の効率的かつ安定的な農業経営の姿等を実現していくために、品目ごとの生産流通課題の解決、ここでは代表的なものを抜粋しているわけでございますけれども、水田作、野菜作などの類型別に重点目標を設定して、今後、5年間程度で技術開発と実用化を図り、その後速やかに普及できるように、具体的に書いてまいります。例えば、水田を利用した国産飼料の生産・利用拡大、超多収飼料用米品種の育成や、野菜の加工・業務用専用品種の育成、機械化一貫体系などを進めてまいります。

次に5ページをお願いいたします。次に重点目標の二つ目としては、中長期的な戦略の下で着実に推進すべき研究開発を位置づけてまいります。以下、六つを掲げてございますが、このような基本的な方向に即してやってまいりたいと思います。具体的には、例えば、林地残材からのセルロースナノファイバーを原料とした高付加価値製品の製造、ゲノム情報を利用した効果的な育種技術によって強みのある品種を次々と開発していくといったことを考えております。

以上のような骨子（案）を基にいたしまして、農林水産技術会議において更に検討を重ねた上で、この基本計画の決定に合わせた形で策定をしていくという考えでおります。

以上でございます。

○政策課長 続きます。資料6をご覧ください。前回の企画部会におきまして委員からご指摘があった点に関する資料でございます。①、②が東日本大震災関係で山口委員及び三石委員からご発言がございました。

まず、①でございます。1ページをご覧ください。復旧・復興の取組について、残された課題や政府の取組、それから、農林水産省の取組を整理すべきといったご指摘をいただいております。復興庁で作成・公表しておりますパンフレット、委員の机にお配りしております資料でございますけれども、これなどを基にいたしまして縦軸に1番、住宅再建・まちづくりから、2番、3番、4番、5番、「新しい東北」の創造というところまでを並べております。それぞれごとに横軸にこれまでの取組、現状、残された課題、今後の取組ということで整理させていただいております。

アンダーラインを引っ張っているところが農林水産省関係の取組でございます。そのうち、太い下線が農林水産省単独の取組でございます。政府の全体の取組は多岐にわたる

わけですけれども、農林水産省関係では農林水産業関係のインフラの復旧や福島での営農再開支援、「食べて応援しよう！」の取組等々を行ってございます。

続きまして、2ページをご覧ください。震災の被害なり、営農再開状況や福島県の震災前の状況、毎年の農業産出額等を押さえて前に進むべしといったご指摘がございました。

2ページにございますとおり、岩手、宮城、福島の3県で津波被害のあった経営体のうち、平成26年2月1日現在で半数強、4,840経営体が営農を再開してございます。他方、営農を再開していない経営体が半数弱あるわけですけれども、営農が再開できない理由ということで右側でございますけれども、岩手県では耕地や施設が使用できない、生活拠点が定まらない、宮城県では耕地や施設が使用できない、福島県では原発事故の影響が大きくなっているところでございます。

3ページは震災前の農業経営体数でございます。福島県の避難指示区域の農業経営体数11市町村計で5,500経営体、うち帰還困難地域では1,600強の経営体がございました。

4ページですけれども、現在、震災後、初めて全数調査ということで2015年農林業センサスの実施中でございます。被災地域について農林業経営体等の状況を取りまとめて、本年11月に概数を公表いたす予定となっております。

5ページでございます。被災市町村の農業産出額の推移でございます。この推移につきましては年々の作柄なり、価格水準にも影響されるわけでございます、単純に比較することはできないわけですけれども、平成25年には多くの市町村で震災以前の直近データがございまして平成18年の水準の7割を超える水準ということになってございます。

○食料安全保障課長 続きまして、6ページでございます。前回、食ロスについてのご発言がございました。食ロスにつきましては6ページのグリーンのところでございますように、事業者から発生するものが300～400万トン、家庭からは200～400万トン、合計で500～800万トン／年というふうに言われております。

具体的な取組でございます。黄色の左側でございますが、製造・流通段階では3分の1ルールなどの商習慣の見直しの促進、あるいはフードバンクの活動支援、あるいは外食では食べ切り運動、ドギーバック普及支援といったことに取り組んでおりますし、また、家庭・消費者におきましては小売店舗、マスメディア、SNSを活用した戦略的コミュニケーションということに取り組んでおるところでございます。また、下にございます「ろすのん」というマークを使いまして、食ロスの削減というところに取り組んでおるところでございます。

7ページでございます。前回、クラインガルテンについてのご指摘がございました。四角の中の囲みの文章でございますが、市民農園や家庭菜園は人口の多い都市部で農地等を保全するための有効な手法と、また、都市住民が農業や農業技術への理解を深めることにも資するというところでございます。また、農業者でない一般市民による自給的生産は、我が国においても、戦中、戦後の食料難の中で食料確保に重要な役割を果たしたということで、右下に国会議事堂の前でサツマイモをつくったという写真も掲載してございます。本文に戻りまして、ただし、市民農園等での生産は栽培規模も小さく、またまった量の食料を安定供給する機能までは期待できないことに留意する必要があるということで、ご参考までに日本とドイツの市民農園の比較についての表を掲載させていただいております。

8ページでございます。食料安全保障のリスク分析に関しまして対象作物の選定理由でございます。輸入依存度ということで輸入依存度の高いもの、それから、②として供給熱量に占める割合の高いものということで選定をいたしましたということでございます。

それから、9ページでございます。野菜につきましての商品特性でございますが、実感といたしまして大雪ですとか、猛暑ですとか、台風ですとか、そういったものによって1カ月、2カ月単位で野菜の供給量が不足するということは経験的にもあるわけでございますが、下の真ん中の縦の棒グラフにご覧いただきますように、大田市場の出荷を見ましても短期間に産地がまた入れかわるといふ商品特性、これは一年一作の農産物と違う側面があるということでございます。

また、10ページ、果実でございます。左側の棒グラフの右側をご覧くださいますと、加工につきましては自給率10%と低いわけでございますが、生鮮につきましては自給率59%と比較的高い数字になっていると、こういったことも勘案いたして選定いたしましたということでございます。

それから、11ページ、昨年末、特にニュースになりましたバターの問題でございます。左側のグラフをご覧くださいますと、全国的にも酪農家の戸数が平成7年の約4万5,000戸近いところから、2万戸を割り込むぐらいの水準になっていると。その分、北海道、全国ともに経営規模の拡大ということで対応してきたところでございますが、その下の経産牛頭数をご覧くださいますと、北海道はほぼ横ばいに近い状態ですが、全国的には全てを経営規模の拡大では吸収できなくて経産牛頭数は減ってきていると。これに伴いまして真ん中の一番上の緑のグラフですが、生乳の生産量も落ちてきているところでございます。

生産されておりました生乳につきましては、腐敗しやすいという商品特性がございすの

で、まず、飲用牛乳に優先的に充当し、その後、フレッシュの生クリームといったようなものに充当し、最後に保存性のあるバター、脱脂粉乳ということになりまして、バターは需給調整弁という位置づけがあるわけでございます。そういたしますと、生乳生産量の減がバターの供給というものに直結してくるということになったわけでございます。政府といたしましては、去年は右上の表でございますようにカレントアクセス3,000トンに加えて、追加輸入を5月に7,000トン、9月に3,000トンということで合計1万3,000トンの追加輸入もいたしまして、一番下の表でございますが、供給量は7万3,900トン、それから、需要量は7万600トンということで需要を上回る供給の手当をしたわけでございますが、一部、家庭用バター等が品薄であったということで、消費者の情報提供あるいはメーカーへの要請ということで、バターの供給に取り組んだということでございます。

また、12ページ、マクドナルドあるいはすかいらーく、あるいは近いところでは書いてございませぬけれども、ケンタッキーフライドチキンがポテトの供給に支障を生じているということが起こっております。これにつきましては12ページの真ん中の部分でございますが、アメリカの西海岸の港湾のばらではなくてコンテナ輸送の分野で労使の協定改正、これが昨年7月1日に満了になることによって改定交渉が行われたのですが、これがなかなか順調にいかずに、昨年11月に労働者側が交渉継続にも関わらず、労働者側に対して対応しているという非難を行ったと、労働者側は使用者側が安全確保をしないからだ、ということまで話がまとまりませぬ、それによってポテトの供給に支障が生じた。ただ、マクドナルドにつきましては1月5日より調達先の見直しで販売を再開したということとなっております。

資料6は以上でございますが、私は先ほどの食料安全保障の関係で説明漏れがございまして、大変申しわけございませぬ、戻っていただきまして資料2-5という資料にお戻りいただければと思います。A3の資料で蛇腹に折りたたんだものでございます。

先ほどご説明いたしました各種リスク要因につきまして、まず、縦軸に影響度、それから、横軸に発生頻度、これを一時的・短期的リスク、それから、既に顕在化しつつあるリスクということで区分をいたしまして、分かりやすい形でこういうリスクマップという形にまとめてみたところでございます。また、その次のページでございますが、国内、国外ともにとりますリスクがあるわけでございますが、その現状を左側、それから、このリスクに対して対応方策というものを右側ということで、それぞれまとめさせていただいております。この資料も併せてご提示をさせていただいておりますので、追加で説明をさせて

いただきました。

私のほうからは以上です。

○政策課長 資料7を脇に置いておいていただいて、資料8をご覧いただければと思います。国民からの意見・要望というタイトルになっております。昨年12月19日から約1カ月間、第3回目ということで国民の皆様方から募集した意見・要望の取りまとめの結果でございます。前回までと同様に、インターネット、郵送、ファックスなどで受け付けましたほか、農林水産省が実施した意見交換会等でお出されたご発言のうち、基本計画に関するものを集約したものでございます。総計273件のご意見・ご要望をいただいております、前回とまでと同様、14の分野別に整理してございます。後でまたご覧いただくなど、ご活用いただければと思います。

○中嶋部会長 それでは、最後に私から地方意見交換会について報告させていただきます。関連する資料は7であります。

食料・農業・農村政策審議会企画部会は、1月6日から23日にかけて全国10都市において各地域の農業者、実需者、消費者、地方自治体関係者の方々と意見交換を実施いたしました。本日は、北陸、中国、四国ブロックにおける意見交換の内容を資料7にまとめております。その他のブロックについては作成中であり、次回の企画部会で話させていただく予定です。

私は、北海道、東北、関東、中国、四国、沖縄の6ブロックの意見交換会に出席いたしました。それぞれ大変有意義で活発な意見交換ができたと思っております。時間の関係で個別の意見交換についての報告は割愛させていただきますが、特に印象的でありましたのは、一つ目は新規就農を促進するための取組の強化、それから、二つ目は人の流れを地方に戻すため、農業の社会的評価を上げること、三つ目は輸出先の規制緩和など輸出環境の整備、四つ目は主要施策は10年は継続すること、それから、五つ目は女性の活躍を後押しするための環境づくり、こういったことの必要性などについてさまざまなご意見・ご要望を聞くことができたということでございます。

それから、農地中間管理機構による農地の集積・集約については期待している声がある一方で、農地の受け手が少ないこと、それから、相続などの事情があることなどから、現実には難しい面があるといった現状をお聞きいたしました。併せて食料自給率や自給力への関心が高いのですが、それについてのコミュニケーション不足への懸念も感じた次第です。あと、四国ブロックでは地元スーパーと連携して軽トラックで高齢者の自宅前で

移動販売をするなど、買い物難民などの新たな課題に対する取組について、その現状や課題を学ぶことができました。人口減少、高齢化社会における食と農のあり方について大きな示唆をいただいたと感じております。いずれの地域におきましても、国と地方、生産者と実需者、流通業者、消費者間の関係の強化、新たな関係の構築により、農業や農村の発展に取り組んでいる例が増えてきているという印象を受けた次第です。

今回の意見交換会では、基本計画を策定する上で極めて示唆に富む意見や要望等を聞くことができたと思っております。これらの意見や要望等については、新たな基本計画をつくる上での参考にしていきたいと思います。なお、意見交換の概要については農林水産省のホームページでも順次、掲載してまいりますので、ご参照ください。あと、最後に地方意見交換会には多くの委員の皆様にご出席いただきました。どうもありがとうございました。改めて御礼を申し上げます。

私からは以上です。

以上、資料の説明でした。実は予定よりも相当長くなってしまいまして、かなり時間が押すのではないかと感じておりますけれども、ここからは意見交換を行いたいと思っております。本日は、事務局からのご提案ですと、骨子（案）をお示しする前の最後のこういう会でございますので、是非とも全員の委員の皆様から意見を頂戴したいと思っております。そこで、五十音順にご発言いただきたいと思います。二つのグループに分けて、市川委員から生源寺委員までを前半、それから、萬歳委員から三石委員までを後半ということで、生源寺委員と萬歳委員のところで一旦切って事務局からご回答いただくと、そういう段取りで進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、市川委員、よろしくお願いいたします。

それから、失礼いたしました、資料11に委員の提出資料がありまして、本日、ご欠席の小林委員、それから、山内委員からのご意見も頂戴しておりますので、議論の際にはこれらも参考にさせていただければと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○市川委員 消費者の立場から参加しております市川でございます。三つの項目について述べたいと思います。

最初に、不測時に備えた食料の安全保障ということで資料2-4、大変、充実の資料をつくっていただいたと思っております。昨年この企画部会において、日本の食料の安定供給に関するリスクの状況の洗い出しであるとか、リスク評価をしてほしいというような

要望を出しておりました。そここのところをきちんと丁寧に取り上げてくださったということで、改めて感謝をしたい気持ちです。このような日本の食料供給を取り巻くリスクというものをきちんと見せていただくことで、改めて日本の農業というものを冷静に見るといふ、そういうツールとしても使えるのではないかと思います。二つ目、資料5の新たな農林水産研究基本企画の骨子（案）について意見を述べたいと思います。これについてはお手元の委員提出資料ということで、資料11にもこれから述べる意見は一応、基本的なことは記載させていただいております。最初に、この骨子（案）についてですが、まだ、骨子の段階で見せていただいて述べておりますということを先に言っておきたいと思いません。

第1の1、研究開発マネジメントの改革の（1）のニーズに直結した研究開発の戦略的な展開ということで、情報収集と分析というのは当然やっていただきたいとして、その定量化、課題解決に役立つ技術の一覧化というものをきちんとこの骨子の中の盛り込まれる必要があるのではないかと考えています。

二つ目、資料5の2ページにあります技術移転の加速化のところの（4）の一番下の国民理解の促進のところでは、遺伝子組換え農作物に対する国民理解の促進、特に双方向性のコミュニケーションの大切さというのはそのとおりだと認識しております。ただ、なぜ、遺伝子組換え農作物に関するコミュニケーションが必要なのかという、その背景説明とか、あと、その定義というものもきちんと書き込む必要があるのではないかと考えております。

遺伝子組換え農作物につきましては、今、日本の食品安全行政の中できちんとリスク評価され、リスク管理がされているというふうに認識しておりますが、なかなか、安全性の情報と、あと、国民の一般的な理解の間に非常に乖離があると認識しております。ただ、そうはいいながらも、実際、私たちの食生活の中では利用されているという、現実には利用しているという、そういうものがあるわけです。そういう情報を国民の人たちに、私たち消費者に伝えていただくということがいわゆる必要性を高める理解促進に効果的であるというふうに私も思っておりますので、是非、きちんとした情報発信というのを続けていただきたいと思っております。

ただ、近年、情報発信について、私は非常に低調というか、少ないのではないかと感じております。もし、情報発信が十分でないと感じられているのであれば、その原因がどこにあるのかとか、なぜ、そういうふうになってしまったのかという、そういうことを明ら

かにすることも大切なことではないのでしょうか。例えばリスクコミュニケーションする場を設けること自体が少ないのか、あるいは情報を伝えるツールであったり、メッセージであったり、そういう情報を提供するもの、そのものが少ないのかとか、原因を特定しなければ効果的な情報発信というのはできないと考えております。

それから、企画部会の中でも遺伝子組換え農作物に関するいわゆる技術ということで発言はさせていただいているのですが、行政の方が遺伝子組換え農作物についての国民が受容していないからというふうに、頭から決めつけられているのではないのかと思えてならないのです。確かにアンケートなどをとれば、不安に思うという方々の割合が高いというのは重々承知しているわけですが、現実の食生活の情報であったりとか、そういうことを丁寧にこつこつと伝えることによって、少しずつ国民の必要性というのは高まっていくのではないかと思うのです。現実の情報を伝えていくということは非常に重要なことだと思っております。

そうはいいながらも現実には反対される、遺伝子組換えに反対する消費者の方がいるということももちろん事実ですが、その方々が今の日本の国民全体の世論を代表しているわけでは決してないわけで、その一部の声のみに引きずられて行政の判断が動いてきたということであれば、そのほかの多くの消費者の人たちにとっては、本来、得られるはずのメリットが得られていないということにもなるわけで、それは問題ではないかと考えております。

それから、新たな育種技術、いわゆるニューブリーディングテクニックと言われている、NBTと言われる技術が世界でも話題になってきているところだと思っております。これについてもいろいろな見解はあると認識しておりますけれども、この技術についての情報発信であったりとか、リスクコミュニケーションというのがまた後手後手になって、要は情報発信やコミュニケーションをとるのが遅過ぎたりすると、結果として不利益をこうむるのは消費者であり、国民になるのかなという思いがありますので、是非、NBTについての情報発信のあり方というものも考えていただきたいと思っております。基本的には国として、農水省として必要な場面で遺伝子組換え農作物ということについての重要性をきちっと示していただいたり、具体的にこのように利用していけるとか、あるいは利用していくとかいう、そういう方策も示されることが大事と考えております。

それから、意見の3番目です。同じ資料の第2の2の農林水産物の単収・品質向上を促進し、「強み」を更に引き伸ばすということで、そこに書かれているDNAマーカーとい

う選抜技術のことですが、いろいろな有用な変異を誘発する技術は重要なのですけれども、それをきちんと書いていただいたりとか、要は遺伝子組換え技術というものがさまざまな技術のベースにあるということをきちんと伝えていただきたいということで、この意見の中にも述べているところです。

それから、意見の4として資料にはないけれども、海外で無償に提供されている、無償で利用することができる、いわゆる特許切れの技術というものを活用とか、そういう評価・分析あるいは課題などを洗い出して、活用できるものは活用していくというようなことも、あってもいいのかなと思っています。

最後に一つ教えていただきたいのですが、食料自給力について資料2-2の4ページの食料自給力の指標化の意義・目的のところ、新たに加えられました4、下線のついているパラグラフのところの最初の1行目のところに、主要穀物（米、小麦、大豆）等の単収の伸びが近年、鈍化しているというふうに記載がされております。この単収の伸びの鈍化というのをわざわざ記載されているわけですが、単収の伸びの鈍化という原因と、あと、どうすれば単収が伸びていくのかということも教えていただけないでしょうか。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 ご説明をありがとうございます。3点あります。

一つは不測時に備えた食料安全保障というところで、対象品目というのを5ページのところで依存度が高い農畜産物ということで限定されているのですけれども、実際の食生活とかいうことを本当に考えたときに、これだけでしょうかというのが素朴な疑問であります。委員からの指摘事項ということで、最後のほうに説明があったバターであるとか、あるいはフライドポテト、これは本当に不要不急かという、そうじゃないものもあるかもしれませんけれども、極めて限定的な穀物だけ、あるいは畜産物、農産物、水産物になっているのかなというように感じを受けます。このところが1点です。

また、併せてここの部分についてリスクについての5～10年後の評価ということ掲げていらっしゃるけれども、これの見方というのはもちろん専門家の方たちの意見を踏まえた形で、○、△あるいは×というのがつけられているのかというふうに思うのですけれども、極めて立つ視点によって見方は分かれてくるのかなというふうに思います。感覚としてかなり○が多いなというのがあったのですけれども、事前にご説明いただいたとき

に、余り不要な不安を与えることを避けたいということであったのかもしれませんがけれども、それにしても客観性というところでどうなのかなということがありますし、非常に今度は表現方法の部分になりますけれども、5～10年後の評価が〇、これは意味は変化がないということ、見込みは変わらないということなのかもしれませんが、印象としては楽観視していると思われるかもしれませんが、ここについては別のスラッシュなのか、何なのか分かりませんが、そういった方法にしたほうがいいのかというふうな感じがいたします。

それから、2点目ですけれども、農業経営等の展望について所得倍増に向けてということでの試算が出ていましたけれども、これも数式のロジックということと、数値が本当に正しいのかどうかという部分のことを一部、疑問を感じる場所があります。例えば25ページのところの下前提というところのその他というところで一番最後の行に、農村への帰属割合を考慮して算出と書いてありました。農村への帰属割合は何%ですかということを事前にお尋ねしたところ、12.5%ということでありましたけれども、それが正しいのかどうか分かりませんから、こういった数値をきちっと明示しておくということも、その後の計算の信憑性を高めるという意味でも、あるいはその変数をいじるときにも出しておくべきかなと感じました。

3点目、地方意見交換会に私も関東と東北ということを出させていただきました。いろんなご意見があって、私は消費の場あるいはお客様が購買する場に近い者として感じたのは、6次産業化ということを農業者の方たちが目指されているということがありました。ただ、我々三次産業、小売業の者たちが、一次、二次に参入するのもそんなに容易なことではなくて、一次の農業の方たちが三次産業に入ってくるというのは本当に並大抵じゃないというふうに思います。そのためにさまざまな施策を食料産業局さんとかが中心に、6次産業化のことでやっていらっしゃると思います。

ただ、聞いていると最後はキーになる人が各地域にいるかどうかということが、すごく成功を分けているのかなという感じを持っています。そういった中で、例えば都市部の人と農業の方との本当にインフォーマルに語られるような場というのが設定できる、単にファンドとか何かでお金を出すだけじゃなくて、そういった場を数多く提供していくということが必要なのではないかということを感じました。

以上、3点、感じたところを申し上げました。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、香高委員、お願いいたします。

○香高委員 食料自給率と、それから、不測時に備えた食料安全保障についてまず指摘したいと思います。今日、いただいた資料がこれまでの議論を踏まえて、より細かく改訂していただきまして、私としては非常に、理解が進んだと思っております。ただ、問題はこういう長い議論を続けている人間が理解できるということと、一般の方が例えば食料自給率というものをぱっと出されたときに、直感的に理解できるというのは、また、別物だということのを是非、お伝えしたいなと思っております。

全体の印象としては、この二つの問題に関しては、資料を見る限り、リスクを小さく見せようというような意識が透けて見える感じがします。国としてはいたずらに危機をあおるということ避けたいというのは非常によく分かるんですけども、今、国民は食料の自給状況とか、あるいは食料の安全保障について非常に不安を持っている状況なので、例えば芋を全部植えれば大丈夫ですよとか、そういうことを強調したとしても余りぴんときないと思っております。この辺り、是非、今後、発表していく上では気を使っていただければなというふうに思います。

具体的にはまず、食料自給力の言葉のイメージ、言葉というものは必ずひとり歩きするということを前提で、是非、公表していただきたいと思っております。例えば皆さんが食卓で中学生のお子さんあるいはご自身の高齢のお母様に一言で説明できるかどうか、こういう物差しで公表の際は、是非、説明をしていただきたいなと期待します。

四つ、数字が出ておりますけれども、私は前から申し上げておりますけれども、四つを全く同じで比重で出すということには、まだ、この段階でもどうしても納得はいかないと感じています。一番、現実に近い①を主にして、仮に、②、③、④と若干現実からは遠くなりますけれども、パターンを計算したところ、とりあえず、カロリーは賄えますというような形である程度、濃淡をつけて公表するのがいいのではないかとすることを提案したいと思っております。

それから、食料安全保障のところなんですけれども、まず、リスクのレベルの表記の問題です。いわゆる緊急事態に発展するおそれがある場合がリスク0で、0からスタートというのは感覚的に国民にある程度のアラームを出すという意味では、ずれがあるのではないかなと思っております。例えば普通は平時が0で、何か、事が起こりそうだというときに1で、実際に顕在化してきたら2、すごく大変なことが起こってきたら3というふうに普通の人は受けとめるのではないのでしょうか。この辺のリスクコミュニケーションのあり方という

のも、是非、再考していただければなと思います。これらがこの分野での感想です。

それから、一つ、質問になりますけれども、農業経営の展望についてなんですけれども、農業所得の考え方の中で物的経費の中から雇用労働費と支払いリスト、地代を控除するというふうに書いてありますけれども、これはどういう意味なのかなというふうに思います。それを引いたものが農業所得ということなんですけれども、普通はこういったものは経費として含めるというのが普通の考え方ではないかと思うんですが、この辺は伝統的にどうしてこういうことになっているのかということをもまず一つ教えてください。

それから、一つ、言い忘れました。先ほどの食料安全保障のところなんですけれども、先ほど伊藤委員も若干、先の見通しがこれでいいのかというような懸念を示されていましたが、私も同意見です。発生頻度の蓋然性のところの表示の仕方なんですけど、下のほうに注釈があります。高、中、低とあり、その後に顕在化というのがあるんですけれども、高よりも高いものが顕在化という理解でよろしいんですね。今、既に事が起こっているということなので、そういう整理でいいんでしょうか。

もし、そういうことであれば、順番としては顕在化しているものが一番最初に来て、高、中、低というような形になるか、あるいは高と連動するような言葉に置き換えるかしないと、顕在化しているものがリスクが高いのかというのは、伝わりにくいのではないかなと感じました。同じように一覧表でも示していただいたんですけれども、まず、対応しなくてはいけないのは顕在化しているリスクだと思うので、これが左側にくるべきであって、一時的、短期的なリスクとして将来、見込まれるものは右側に置くというような形で注意を喚起したほうがいいのではないかと感じております。

それから、地方意見交換会での感想を少し申し上げたいと思います。まず、総論としては地元では大規模化の実践とか、6次化の活発化に向けて非常に勇気づけられる胎動が始まっていると強く実感しました。とりわけ、新規就農に関しては例えば小学校や診療所の廃校とか、あるいは東日本大震災に見舞われ、危機を契機にたくましく立ち上がった地域の方々の新しい取組には強い感銘を受けました。是非、農林水産省としてもこうした頑張っている方々に対して、あるいは新しいアイデアを持って取り組まれている方々の力になるような政策、あるいはそういう方々が例えば省庁横断的に何か規制で困っているようなことがあれば、先頭に立ってさまざまな弊害を撤廃していただくように動いていただくことを強く期待したいと思いました。

それから、マインド的なものなんですけれども、ある市長がこんなことをおっしゃって

いました。都会に行かれなかったから地元で農業をしているという、農業に対する負のイメージを払拭するような政策を是非してほしいと。農業、漁業が尊敬されるような政策を期待するというふうにおっしゃっていました。これについては非常に私も同感です。是非、前向きな政策を今後も進めていただきたいなというふうに思っております。

それから、補助金のあり方についても非常に示唆に富む発言を多く耳にしました。別の首長さんなんですけれども、お金を上げるからやって頂戴という方式ではいずれ限界がくると明言されていました。新規就農者の方はこんなふうにも言っていました。新規就農するといきなり収入がゼロになります。就農当初はありとあらゆる補助金を使ったんだけど、ただ、それをやっていると補助金ありきの事業になってしまう、自分のやりたい農業が何なのか、分からなくなるというふうに反省されていました。また、別の方は補助金がないと成り立たない事業を民間がやっているのであれば、その企業が存在する価値はないというようなこともおっしゃっていました。補助金は一定程度、私も必要だとは思っておりますけれども、農業者を補助金漬けにするのではなく、発展を阻害していないかどうか、たゆまぬ精査と何のために補助金を出すのか、それを受け取る側にも是非伝えるご努力をお願いしたいなと思いました。

それから、長くなって恐縮です、それから、転作についても多くの課題が浮かび上がりました。とりわけ、大豆についておもしろい意見があったので、是非、ご紹介させていただきたいと思います。ある加工業者の方によると、国内で生産される大豆はそもそも生産者のために開発された種類であって、つまり、収量とか、つくりやすさということを重視しているということを意味しているんだと推測しますけれども、その方が言うには品質にばらつきがあり過ぎて、豆腐などの原料としては使いにくいと。海外の農家に対してはこういう品質のものをつくってくれというふうに直接、加工業者の方が要望できるのにも関わらず、国内ではそういう相談すらできないということなんです。

これでは国内の生産の喚起ということを政策の主題としている中では、本末転倒の出来事ではないかと思いました。ここの企画部会でもマーケットインの発想が重要だとさんざん議論してきました。転作指導により、少量のロットを生産する農家と加工業者をつなぐ仕組みを今後、どう構築するかということは大きな課題だと思いました。

それから、最後に消費者とのつながりという点です。生産者だけを向いた政策からの脱却を農水省さんは掲げていらっしゃいますけれども、まだ、道半ばなのかなという感想を持ちました。地域ではいわゆるしにせの消費者団体とのつながりが非常に深いようすけ

れども、そういう古い団体の方々は見識は深くても、ご自身たちもおっしゃっていたんですけれども、高齢化が非常に進んでいるということです。インターネットを使って情報をとるような活動は余りされていないようですし、若い方々もそういう団体には入ってきていないというのが現状のようです。消費者庁の資料によると、消費者団体の設立には1970年代と、それから、2000年代という大きな二つの山があります。若い消費者及び新しくできた団体の意見をどう取りくむかというのは、一つの課題であるような印象を受けましたので、お伝えしたいと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員 まず、自給率についてという部分で、品目別というのは目標を定めるというふうに書いてありますが、私も農業生産をやっていますけれども、周りの農家と話すときに、そんなことは俺は知らんという意見が大半です。要するに、実際、現場で生産している人、あるいはそれぞれの自治体が要するに食料自給率を上げるための目標を実感できる形にさせていただきたいなと思います。

できれば地域ごとに品目を定めて、もちろん、これは現状がございまして、現状を十分踏まえた上でそういった認識が生まれるような施策の組み立て方でないと、目標の数字を掲げて前は50%を掲げて1%も動いていないというのは、国民に対して説得力を持たない、こういう基本計画を策定する意義が見えてこないというふうに映るのではないかなと思いますので、是非、そのところを考慮して、できれば提案であります。外部の委員も含めて単年度ごとにきちっとどうして上らないのかを検証して、国民の皆さんにそのことをちゃんと明らかにする。

例えば米の消費が減るから自給率がなかなか上らないんだとか、そういうことは国民一般には伝わっていないと思うんです。多分、今の食生活はバランスが崩れているという話があるんですけれども、おにぎり1個を1日で余計に食べてねというか、それで自給率が上がるんですよというふうに伝え方を工夫していく必要があるのではないかな。今後、5年間、今後、これからの議論で率の話が出てくるんだろうと思うんですけれども、このままいくと、上らない目標を掲げてもしようがないから、プラス1にするのか、2にするのかという議論になりかねませんので、それではなくて、その後をちゃんと検証評価するという仕組みが一つ組み込まれたほうがよろしいのではないかなという気がしますので、こ

の点については提案として受けとめていただければありがたいなというふうに思います。

食料安保で大体、全体が網羅されていると思うんですけども、過去にも戦後、経験していると思うんですが、不測時には必ず物がどこかになくなる、書かれておりますが、流通段階における秘匿であったり、価格の高騰を狙ってずらして出すとか、そういった場合の食糧管理法はまだ機能していますけれども、管理監督の体制は機能しているのでしょうか、するのでしょうかというところを少し具体的に、現実的にやっておかないと、緊急時の増産なんていったって幾ら早い米でも100日かかるわけですから、増産なんか季節によってはできないわけよね。多分、収穫時は起きなくて、一番、つukれない時期に不測が起きてくるのだらうと思うので、この辺の検討も、是非、併せてやっておいていただければありがたいなというふうに思います。

それと、そういったことを支える経営展望ですけれども、いろいろ言っても、何回も私は発言していますが、所得が余りにも低過ぎて、新しく農業をやる人が農業の生産現場からいなくなっているというのが実態としてあると思うんです。その低い理由を規模拡大とかでカバーしようとするんですけども、現場に人がいない、要するに後継者だけではなくて生産に携わる人、あるいは今度の政策では6次化とかということのをキーにしているわけですけれども、私どもが法人を経営していて6次化とかをいう必要があったら、それなりの経営管理ができるスタッフも併せて農業の中に入れないと、畑で作業している人だけではなくて、経営管理能力を持ったような人も当然、農業界で育てていかないとなかなか継続・発展のベクトルにつながっていかないとというふうに思いますので、その点も、是非、政策の中に考慮していただきたいなと思います。

結果として所得をどうやって上げるのかということが、6次化と輸出だけで本当に上がるのかということをもう少し深めないと、きれいな作文をつくって終わりになりかねない。結果、相当な新規就農の支援資金とかをつぎ込んでも、後継者が残らないという結果に終わりはしないのかということのを危惧しておりますので、この辺も具体的な施策の中で工程を定めるとか、実現のための仕組みの具体化ですとか、是非、取り組んでいただきたいなというふうに思います。それから、その中で有力なのは人手の確保だけではありませんけれども、医福の連携というのが新しい政策の目玉に出ておりますが、これも事例の紹介がありますとか、それをどうやって具体的に推進するのか、その辺を是非、具体化を進めていただきたいと思います。

地産地消という言葉が出ていますが、これは数十年来、言ってきたなかなか進まない。

その原因をちゃんと分析して、是非、それに対しても進むような対策をお願いしたいなというふうに思います。

資料でいうと4の農業構造の展望というところではありますが、大きな目玉としては法人化によって大規模経営なり、6次化なりを進めていくというのは有効な方法だと思うんですが、まず、10年で5万法人にする、では、どうやってするんですかという部分は全く具体論として出てこない。法人化の推進のための具体策をもう少しきちっとうたっていただきたいということがございます。

それから、先ほども意見が出ましたけれども、地方からの意見としてご紹介がありましたが、農業界を挙げて人材をどうやって確保していくんだ、あるいは育成していくんだという合意がまだまだ足りないのではないかと。話が長くなりますが、例えば建設労働と農業農村の労働力のシェアの問題ですとか、まだ、仕組みとして全くないんです。言葉では言っているんですけども、言って終わりの世界になりかねませんから、後で具体的にペーパーで出させていただきたいなと思っておりますが、いろんな方法を是非、取り入れて、例えば季節ごとに人が移動できるような仕組みにするとか、いろんなことを考えないと、なかなか、農業界に急激に人が増えるというふうには思えませんので、また、後ほど提案させていただきたいと思っております。

重複しますけれども、後継者、従業員のどうやってキャリアとかスキルを上げていくかという、そういった仕組みも含めてつくっていかないと、法人をつくっても人がない、人はいるんだけど、経営管理とかキャリアを持った人がいないということになると、失敗の始まりになりますので、是非、そういったことも組み込みながらお願いしたいと思っております。

あと、資料5のところの新たな農林水産研究基本計画ですが、先ほど事前レクを受けるときに予算はどれくらいあるんですかと聞いたら、びっくりするくらい少ないんです、国の研究としては。分野が違いますけれども、例えば文部科学省がやっている部分との重複がないのかどうかとか、例えば農業機械とかの分野では経産省がやっていらっしゃる研究分野とどうなっているのかとか、実は私は長崎県のこういった審議もやっているんですけども、長崎県は50億あるんです。

これは実現まで含めての話で、それでも合理化でそれぞればらばらだったのが一本化してジツギョウケンから果樹から全部一本化したんですが、どうも見ていると九州だけでも重複研究をやっていて、各県で同じことをやっているとか、ここは国がきちんと連携をと

れるような、分野ごとの連携でありますとか、研究の効率化ですとか、そういった整備をもう一回、きちっとやっていращやるのかもしれませんが、やったほうが少ない予算で効率的に研究成果を上げられるように、例えば大学が基礎研究をやるとか、応用はどこでやるとか、そういう議論はされているんですけども、きちりできているような気がしないんです。是非、ここは日本の農業が研究分野でおくれをとらないようにお願いしたいなと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、生源寺委員、お願いいたします。

○生源寺委員 かなり時間が押しているということですので、できるだけ手短にお話をしたいと思います。

自給率、自給力あるいは食料安全保障については、今、委員の方がご発言になりましたけれども、コミュニケーション、特にリスクコミュニケーションという感覚を持つべきだという、こういうご主張が多かったかと思います。食料安全保障あるいはGMOなんかも含めて、そういうご発言が多かったかと思います。私もこれについては賛同いたします。基本計画そのものが国民に対するメッセージという意味合いを持ちますし、基本計画に基づいていろいろなメッセージが発信されていくことになるかと思いますが、そのときに食の問題というのは、要は国民全員に関わることでありますし、農業についてもほかの産業と違って経営の数からいけば本当に100万とか、そういうオーダーで存在するわけですから、リスクコミュニケーションを含めて、コミュニケーションについての配慮が必要だということについては私も賛同いたします。

それから、この分野でいいますと、私が気になったのは不測時の食料安全保障です。それで、リスクの評価等についてかなりボリュームのある資料がありまして、これについて特に今の段階で私が申し上げるつもりはないんですけども、2002年の不測時の食料安全保障マニュアル、これを緊急時の指針に変えたわけです、あるいは強化したわけです。これは震災のときの経験を踏まえて展開したわけですが、今日の資料を拝見しておりますと、サプライチェーンの要素なんかにも多少、言及されていますけれども、基本的には以前のマニュアルのときの不測の事態といいますか、したがって増産するとか、そういったものが多いというところが気になりました。これはもちろん大事なんですけれども、局地的あるいは非常に緊急に生じたことについてどういう対処をするかということにつ

ても、もう少し発信が必要かなというふうに思っています。

改訂版につきまして、私の記憶では家庭での備蓄の推奨、それから、BCP、たしかあの中では日本語だったかと思えますけれども、いわゆるBCP、ビジネスコンティニューイティプラン、要するにビジネスが災害後、早期に復旧する、そういうプランを事前に持っておく必要があると。こういったことが書かれているわけですがけれども、まさにこういうことが書かれている指針があるということをご様に承知していただくことが非常に大事なわけですね。恐らくこれの存在を承知している国民の割合は極めて低いと思います。そういう意味でも、国として、政府として何をやるかということについてのいろいろな段取りについての整理は必要かと思えますけれども、同時に一人一人の国民の皆さんあるいは企業がどういう取組を行うべきかというところが結構、ポイントだったはずですので、その辺も少し弱いかなという感じがいたしましたので、指摘させていただきます。

それから、以前に申し上げたことでもありますので、繰り返しになる部分があるわけですが、農業・農村の所得倍増、特に再興戦略なんかでは10年で倍増というふうになっているわけですね。農業・農村の所得を10年で倍増ということ自体、農業は比較的是っきりしていますけれども、農村の定義がそもそも明確なものがないとか、10年で倍ということは年率7.2%の増加が必要だということもあって、特に積み上げて根拠があって出されたこういう言葉ではないわけでありまして、なかなか、基本計画の中で扱うということについては難しい面があるだろうと。

現に政府の方針として存在することは客観的な事実であります。そのことと農林水産省の所管するところではできることが何であるかということは切り分けて、記述なりしていく必要があるというふうに思っております。この点は参考資料という扱いですので、閣議決定のレベルではないということかもしれませんが、それでもいろんな意味での発信になっていくと思いますし、それから、誤解のないように申し上げますけれども、私自身、農業なり、それに関連する所得が増えること、そのこと自体については大いに賛成でありますし、それについていろんな取組が行われる必要があるというふうに思っておりますけれども、今の資料の記述はややまだ気になるところがあるというのが率直なところです。

それで、経営展望なり、地域戦略についていろいろな具体的な取組が書かれています。これは多分、かなり有用な情報の発信になる面があると思います。ただ、農業・農村所得そのものが漠としていますけれども、基本的には非常に広い概念であるはずであって、少なくとも天羽課長が先ほどおっしゃったように、個々の農家の所得を集計したものは当然、

農業・農村の所得に入るかと思えますけれども、そこからいいますと、ここに書かれているということはある意味では非常に重要な部分ではあるけれども、全体として農業・農村の所得に対応するようなものではないんです。

ですから、それぞれのパーツについてきちんと書いて、頑張りましょうということは大事ですけれども、ここで気になったのは農業所得と農村の関連所得について積み上げて、それで倍増に対応するという、こういう表現があるということで、これは基本計画の意図、あるいは参考資料の意図がそこではないとしても、この基本計画は農業・農村所得の倍増というのをこう定義し直したんだなということ、それについて責任を持ってくれるんですねという形でとられる可能性も私はあるのではないかというふうに思っております。ですから、農業・農村所得の中にある重要な部分、または所得の増大に貢献することのできるいろいろな取組、これについての情報を提供するということがあっていいと思えますけれども、これを足し合わせると何となく10年後に倍になるといような形の議論というのは、私は避けたほうがいいだろうと思います。

もう終わりにいたしますけれども、個々の取組についてもたしか経済全体の健全な成長を取り込むとか、そういう形になっていて、成長あるいは伸びていく姿についての推計と見通しをどういけば確定していくかということについても心配があります。一つ踏まえておくべきことは少なくとも最近のトレンドはどうであるかです。物によっては恐らく倍以上の伸びのものもあると思うんです、あるいはそれ以下のものもあると。そのばらつきはあって構わないと思うんです。トレンドにさらに政策的な後押しによってそれを伸ばすことができる余地がどれだけあるとか、そういう形で提示することが実はそれぞれの取組の領域に非常に貢献する部分があるんだろうと思うんです。

あるいはこれまで農林水産省が客観的なエビデンスを把握していなかったような領域について、この際、しっかり政策の中に取り込んでいくと、こういう素材としてこの議論を使うことはできると思うんですけれども、あくまでも部分であって、全体の倍増に結びつけるような話は避けたほうがいいだろうと。そのことによって農業・農村の所得に対していい影響が出るとは私は思えません。むしろ、個々のパーツ、パーツについてのしっかりしたメッセージを出すということのほうが結果的に農業・農村の所得の増大につながると、こういうふうに思っております。

それから、もう1点だけ恐縮ですけれども、構造展望について数ではなくという、こういうやり方で私も妥当だというふうに思えますけれども、以前から気になるのは1万

5,000人の新規就農で1万人が定着という状況です。つまり、5,000人が定着しない形になっているわけです。こういう現象というのは非常に調査あるいは事情をつかむことは難しいんですけども、ここは、是非、定着しなかった方の中にはむしろ前向きに別のことをやっている人もいるかもしれません。あるいは本人の事情で残念ながらリタイアしたという人もいるかもしれません。あるいは法人の側に問題があると。法人もその法人の行動の場合もあれば、制度的に何か問題がある場合もあるかもしれません。1万人を2万人というのは、私も本当に是非とも実現していただきたいと思っておりますけれども、であればなおさらのこと、やめていった人がなぜやめていったのかというところの把握が非常に重要だと思います。

長くなりましたけれども、以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

前半部分はここで終了ということでございます。

かなり長く議論してまいりましたので、ここで、一旦、休憩をとりまして、休憩明けに事務局のほうより適宜、ご回答いただきたいと思いますが、時間が押しておりますので5分間の休憩ということで、一旦、ポーズをとりたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

17時10分 休憩

17時17分 再開

○中嶋部会長 それでは、再開したいと思います。

今、5名の委員の方々からご意見、それから、ご質問を発言していただきました。この後、また、5名の委員の皆様からもご意見をいただきますので、事務局からのご返答はこの場ではまず短く、誠に恐れ入りますが、各局5分ということでとりあえずお答えいただき、もし、積み残しがあった場合は後半グループの最後のご返答のところでも追加していただきたいと思っております。特に市川委員と、それから、香高委員からでしょうか、ご質問があったと思っておりますので、それについてはお答えいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○食料安全保障課長 それでは、安保課でございます。

まず、市川委員のほうから食料安全保障についてご評価をいただきました。しっかりと受けとめまして今後の普及PRということに力を入れていきたいと思っております。また、自給力に関する単収の伸びの鈍化についてのご質問については、後ほど生産局のほうから

お答えをいたします。

また、伊藤委員からございました対象6品目、これで十分かと、こういうお尋ねがございました。まず、6品目選定の理由につきましては、資料6の6ページで先ほどもご紹介いたしましたけれども、確かに多くの品目に手をつけられればいいんでしょうけれども、限られたマンパワーと限られた時間の中で主要なもの、特にこういうリスクの全体的な評価に実は本邦初演で着手した作業でもございますので、そういったことでスタートさせていただいたと。先ほども資料の中でご説明いたしましたけれども、これで終わりではございませんで、毎年毎年、リニューアルをしていくということで、その中でどういう充実が可能かということは検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、将来評価で丸印が多いという、この記号に対する違和感があると、こういうご発言でございました。どういう表現ぶりかいいのか検討させていただければと思います。

それから、あと、香高委員のほうから自給率についてとにかく直感的な理解ができるようなものということでPRすべしという点は、しっかりと受けとめて検討していきたいと思っております。

それから、自給力の示し方でございます。いろんな形で私どもは複数パターンをお示しするというところでお示しをしたところでございます。AからA、B、C、Dの4パターンがあるわけでございますけれども、また、それぞれごとに現実に近いほうから芋類を全面的に生産するというところのいろんなパターンがございまして、それぞれ持つ意味があるかと思っておりますので、それぞれについて複数パターンという形でお示しをしていければというふうに思います。

それからあと、安保のところでは指針が0、1、2の定義についてでございます。実は安全保障につきましては平成14年に定め、平成24年に局地的対応ということで改訂したものでございまして、今回、私どもの作業はこの指針を所与とした形で、さらにもっと深めた形で分かりやすく整理し、また、指針のところでは決まっていなかったところについてさらに具体性を持たせると、こういう作業でアプローチをしてまいりました。そういった意味で、指針自体の見直しということではやっておらないので、今後、指針自体の見直しという作業に当たりまして、ご意見を参考にさせていただければというふうに思います。

それからあと、リスクと高いと顕在化の関係でございまして、それで、高、中、低で示しましたのは気象変動ですとか、あるいはそういったいつ起こるか分からないもの、それから、顕在化で示しましたのは人口増大とか、地球温暖化とか、ある程度、程度は別として

顕在化が見られるものと。これをいつ起こるか分からないものと、ある程度、顕在化が経年的に進んでいるもの、これを同じ同列で比較するのはなかなか難しいのではなかろうかということで、別物ということで整理させていただいたという点は、ご理解をいただければと思います。マップの際には検討させていただきたいと思います。

それから、近藤委員からありました自給率の単年度ごとの検証でございます。毎年8月ごろに自給率実績を発表させていただいて、横ばいであったとしてもどういう動きがあったかについて、具体的な理由というものを併せてお示しをさせていただいておりますけれども、これの充実・強化ということについて、また、どういうやり方がいいのか、検討させていただければと思います。

それからあと、もちろん、安保のところで増産をすぐにできない。これはおっしゃるとおりでございます。増産に至るまでの対応といたしまして、備蓄の放出あるいは緊急輸入、あるいは輸入先の変更と、こういった翌年度の生産に至る前段の対応も充実する必要があるというふうに思っております。

それから、生源寺先生からいただきましたリスクコミュニケーション、特に基本計画全体をでき上がりましたら理解促進に努めるというのは当然かと思っておりますけれども、その中でも食料・農業・農村の食料政策の重要部分は、自給率、自給力、安保というのが大きな部分を占めるかと思っておりますので、この点については分かりやすく多くの方々にご理解いただけるような普及推進ということに努めていきたいというふうに思っております。

それから、指針の中の局地的対応でございます。24年9月に追加した部分でございますけれども、こういったPR活動の中で指針自体のPRということも併せて努めていきたいと思っておりますし、その中で、今日も資料に一部、触れましたけれども、家庭用備蓄の必要性についてもPRしていきたいというふうに思っております。

私のほうから以上です。

○経営局審議官 構造展望に関連いたしまして、近藤委員と生源寺委員とお二人からご質問、ご意見がございました。

まず、近藤委員のおっしゃってございました法人化の具体的な方策でございます。これにつきましては、一つ一つ言えば、いろいろな予算措置等がございますけれども、要は法人化のメリットがあるような、そういう経営規模になるような経営体をつくっていくということに尽きるんじゃないかというふうに思っております。農業政策はいろいろございますので、そういったものを総動員して、例えば売り上げが5,000万円を超えれば、社会保障

もありますけれども、そのコストをかけても法人化したほうが良いということになりますので、そういう経営体を増やしていくということが重要だと思っております。

また、経営体のいわゆる経営管理をする人間とともに、おっしゃるように農作業を行う人間、労働力の確保ということが、これから特に必要になってくるかと思っております。特に法人化をすれば、経営管理をする人間は段々少なくとも済むわけでごさいます、作業する人間の確保という点でいろいろ考えていかなければいけないと思っております。人口減少の中においては先ほどご提案がありましたように、建設労働者との関係で季節ごとに回すとか、または農作業の日というのは1年のうちの何日か、10日間だけ農作業をしていただければいいので、あとは建設をやってもらえばいいということもあります。そういったローテーションなり、人材の回し方、こういったこともこれからは考えていかなければいけないと思っております。また、後継者、従業員のキャリアをいつまでも単純作業で終えているのももったいないわけでごさいますので、こういったものをどうやってレベルアップしていくか、キャリアアップしていくかということも考えていかなければいけないと思っております。

あと、生源寺先生からお話のごさいました新規就農の定着度合い、要するに定着していない理由について、これも一般的には若者の農業に対するイメージが違ったと、または自分が思っていた無農薬の栽培とかがなかなかできなかったとか、そういう技術がついていかなかったとか、一般論としては言われておりますけれども、これももう少し具体的に、なぜ、それがやめるまで放置されていたか、誰かがそこをフォローできなかったのかということも含めて、今後、分析して施策に反映していきたいというふうに考えております。

以上です。

○農林水産技術会議事務局長 技術会議事務局でございます。市川先生、それから、近藤先生から研究につきましてご意見をいただきました。

最初に、市川先生から、今、どういう研究をやっているか、一覧できることが必要であるとご意見がございました。次期農林水産研究基本計画につきましては、どういう研究をいつからいつまでやって、目標に対応させてやっているということが分かるような一覧をつけて対応したいと考えています。

次に、コミュニケーションにつきましてご意見をいただきました。特に遺伝子組換えのコミュニケーションについて、最近、情報発信が低調ではないかというご指摘でございます。予算その他が少ないという話もございまして、確かに量的なことはございましてけれど

も、内閣府で取りまとめておりますS I P、戦略的イノベーション創造プログラムの中でコミュニケーションの進め方に関する調査研究といったものがありますので、それなどを活用いたしまして国民とのコミュニケーションをきちんとやっていきたいと考えております。

それから、新しいテクノロジーのリスクコミュニケーションについて遅れていないかという点につきましてはご指摘のとおり、N B Tにつきましては、実際、遺伝子を操作しているのですが、結果として操作しているかどうか分からないということをいろいろ問題とされている方もいらっしゃいます。有用な技術であることはまず間違いないので、要するに各国でもいろいろ議論されているようでございますけれども、今後のことについて皆で議論するというようなことをしていきたいと考えております。

次に、海外で特許の切れた技術につきましてどう考えているのかということです。確かに除草剤耐性の品種などにつきましては、特許が切れているものがあるということは承知しておりますが、これを日本で育種していったときに、今の日本の中で売れるか、売れないかという話もございますものですから、そこは今後の課題として検討いたしたいと考えております。

それから、近藤先生から少ない予算で効率的に研究成果をあげられるようにというご指摘がございました。おっしゃるとおりでございます。少ない予算の中でということでございますけれども、先ほどご説明を申し上げましたように、今、独立行政法人の中には五つの地域農業研究センターというのがございます。そのこのハブ機能を強化いたしまして地域内における大学、県の研究センターをうまくコーディネートして、有効的に、効率的に使っていかうと考えております。ただ、一方で各県の地域ブランドで例えば何とか米というのを作っていかうということで、各県は一生懸命、努力されていることについて、同じことをやっているんじゃないかというような指摘は、酷かなということもございますので、そのバランスをとってやるのがいいのかなというふうに考えてございます。

○食料産業局長 食料産業局でございます。

伊藤委員のほうから帰属割合の話がございました。数字の話は今後、また、ご提示しながら算出方法もご提示したいと思っておりますけれども、一つの考え方として例えば産業連関表でいきますと、国産原料の使用割合、これも帰属割合という形になっています。生源寺委員のほうからございましたけれども、農村部の活動というのは非常に漠としたところがありますけれども、ある一定の調査というか、過去の統計書を見ますと、地場の農産物をど

のくらい原料として使っているかという調査結果を踏まえながら、地場農産物の利用割合、そういったものを踏まえながら、農村の帰属割合というのを今、推計していこうかなと。

基本的な考え方はこの帰属割合をいかに高めていくか。この高めていく手法を今後、基本計画の中でいくと、先ほどどなたかから豆腐と国産大豆の話がありました。大豆の利用というのは大体100トンくらいありますので、その中の国産比率をどのくらい高めていくかというのが、全体のほうにまた影響していくのかなと思っておりますので、そこら辺をきちっと詰めていきたいと思えます。

また、伊藤委員のほうから都市と農業が語らい合える場とか、人材育成の話がありました。これは6次産業化に絡めてでありましたけれども、私どもは6次産業化ネットワーク活動交付金というのを県に交付しております。これはある程度、自由度が高いものでございまして、農業者とほかの事業者のマッチング、異業種交流、そういったものを目的としております。ちなみに産業連携ネットワークというのを創出してございまして、これはネット上であるとか、あるいは実際に交流会を開いておくと、この参加団体というか、1,300団体を超えております。これは民間企業もございまして、一般の製造業、NPO、農家の方、JA、そういった形で参加しております。多分、一番重要なのは、そういった交流の場の外で自由な活動をしていく、あるいはビジネスを見つけていく。ただ、皆さんからご指摘がありました人材育成、これはしっかりとやっていきたいと思えますので、ご指摘を踏まえて対応いたしたいと思っております。

最後に、近藤委員のほうから医福農の具体化なり、地産地消が進まない原因と対策というご指摘がございました。まず、地産地消の考え方でございますけれども、平成24年の調査で農村部、農家が主体となって行っている加工と直売は、合わせて1兆8,539億円になります。ちなみに平成23年の米の産出額というのは1兆8,497億円になります。相当な規模になってきます。ですから、加工・直売というものをこのボリュームをどう見るか。確かに近藤委員のおっしゃるとおり、進まないというか、ある意味では飽和の段階にきているかもしれません。

では、次のステップをどうするかというと、いろんなノウハウ、例えばマーケティングをどうするのかとか、新たな商品開発をどうしていくのか、どうやってやればほかのお客さん、リピーターを呼んでさらに売り上げを伸ばしていくのかという次のステップの中にきているのかなという感じもしております。また、それに対応した一般経営学なり、そういった企業活動のノウハウもいただきながら行うべきではないかなと思っております。そ

ういう意味では、医福農、いろんな形で地場産の原料を使って介護食品であるとか、あるいは医薬品分野の原料であるとか、いろんな部分に対する今後の考え方をしっかりと整理して、提示していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○生産振興審議官 生産局でございます。

市川委員から単収伸び悩みの要因と、今度、どうすればというお話がございました。一つは品種の問題が、いい品種なんですけれども、昔にできた品種というのが結構ありまして、フクユタカでも昭和45、46年とか、コシヒカリだと昭和31年で私より四つ年上なんですけれども、非常にいい品種でおいしいとか、実需の方から非常に評価されているというのはいいのですが、当時とつくり方が変わっていてコンバインで刈ると、大豆のさやのつく位置が下なのでロスが出るとか、当たった衝撃でさやが、昔はこうやってたたいて脱穀したので、そのほうがよかったんですけれども、コンバインにどんと当たったときに壊れてしまう。そのようなことがあるということ。

それから、おいしいお米を作るのに、無理をさせるとおいしいお米でなくなるものから、良質米を作るという栽培の仕方、こういうようなことが品種の面ではあると思います。実需の皆さんにも評価をされ、それから、つくり手にとっても、そういう点ではコストとか、いろんな面で、こういうものをきちんと育種の段階から実需の皆さんから生産の皆さんが入って育種をし、現場できちんと入れていく、こういう取組が品種面では収量を上げるために必要だと思います。

二つ目、大豆とか麦は排水性と言われる部分もあるんですけれども、結構、担い手の方はおつくりになってきていて、適期に作業しないとなかなか実は収量が上らないというのがあります。ここのところは規模が大きくなっていく中、天候がいろいろある中、あるいはある程度、雨が降っても雨が降った後、できるだけ短い時間で圃場に入れるような耕うんとか播種の方法とか、省力的な播種の方法、こういうものを開発して今の生産構造に合った形で使える栽培技術というのをつくって、現場へ入れていくということは大事だと思っています。

それと、實際上、現場では連作が結構、あつたりして、最近ですと雑草で難防除雑草とか、いろいろ、そういう問題があります。物をつくっていくという中で品目をいろいろ回して作るとか、そういう土壌とかの管理もまた新しくいろいろ研究して入れていくということで、単収も伸びていくものだと思っています。

それから、香高委員から大豆の関係で少しご説明しましたけれども、実需の皆さんに使

っていただける品種、これが大前提で育種の段階から今、実需の皆さんに技術会議のほうも入ってやっていただいております。実は資料2-1の5ページにありますように、まさしく同じ認識でおりまして、ニーズに対応した生産の推進と加工原料としての供給体制の確立なんていうことを大豆のところに入れていまして、品質のばらつき、そういうことは直していかなければいけない課題だと認識しています。いろいろ、実需の皆さんが求めることとか、そういうのの情報を産地側へ流すという取組もしています。

それから、最近では新しい品種を県をまたいで入れていくときに、どうしても県ごとだと小さいものですから、できる量が、そこは連携して実需の皆さんが求める量を早くから供給できるようにという相談をしながら、つくっていくなんていう動き方も出てきています。そういう点で、我々も実需の皆さんの求めるものができる供給体制に向けて頑張っ

ていきたいと思います。

○統計部長 統計部でございます。

香高委員からご質問がございました農業所得の捉え方についてお答えいたします。ご指摘がありましたように、個々の農業経営で見える場合には経営外部に支払う雇用労働とか、そういったものを経費として差し引いて、手元に残るものを所得と見るわけでありましてけれども、マクロで見える場合にはどれだけの付加価値が生み出されたかという総額でございますので、労働とそれから資本と土地、それが誰のものであるかを問わず、それらが生み出した価値の総額を生産農業所得ということで、ほかの経済計算の扱いと同様に扱っているということでございます。

○政策課長 生源寺先生からたびたび所得倍増についてご指摘をいただいているところでございます。前回だか、前々回に荒川総括審議官からも答弁もいたしておりますけれども、去年の政策決定文書の中で農業・農村所得の倍増を目指すといった記述があると先生もご指摘があったとおり、歴史的事実もあるわけございまして、一方で試算をしていこうとすると先ほど話がありましたが、帰属割合をどういうふうにするのかとか、それぞれの用語の概念なり、定義をどういうふうにしていくのか、バックデータはちゃんとあるのかといったさまざまな技術的な課題があるということも事実でございます。そういう中で、より適切なお示しの仕方ができないかということで作業を進めておりまして、また、ご相談させていただければと思います。

以上です。

○技術総括審議官 経営展望、特にミクロのモデル等々につきまして、近藤委員、また、

生源寺委員からモデルを示しただけでは終わらないという趣旨のご指摘だったと思います。実際に取り組を進める上できちんとした人材がいるかどうか、あるいは人材育成についてもどういう施策を打つのか等、そういったことが重要になるというのはまさにご指摘のとおりでありますし、生源寺委員からありましたそれぞれのパーツについて、きちんとしたメッセージをそれぞれのところに示していかなければいけないというご指摘もそのとおりであります。

いずれにいたしましても、モデルを示すということに終わるのではなく、当然のことながら、それぞれ関係部局の中でどう施策を打っていくのかということも一つの課題でありまして、そういったことも含めて基本計画を策定した後に、また、それぞれの地域にしっかりこの計画というものを説明していく中で、そういったところにも気をつけつつ、説明をしてまいりたいと思いますし、いずれにしても、モデルについては所得の増大に向けて各地域がそれぞれ取りくんでいただく端緒として、イメージを具体的に捉えていただくためのものでありますので、そういったものが有効に使われて地域の取組が進むようにという視点で、その説明などにも取りくんでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○中嶋部会長 よろしいでしょうか。

それでは、後半の部ということで、萬歳委員にご発言いただきたいと思います。

○萬歳委員 私のほうから、近々の課題につきましてもご質問なり、ご意見を申し上げたいと思います。まずは基本法にあります基本計画を立てるときに、過去に言われたような猫の目農政であってはならんわけでありまして、最低でも5年の見通しができる、生産者がそれぐらいの見通しがきく、そういう基本計画であらねばならんと私は思います。毎年のように施策が変化していくなんていうことではなくして、そういう基本であるということ的前提にして、生産者はその内容に沿って作付なり、生産活動になるわけでありまして、昨年が改革元年と言われました、いわゆる米政策の見直しということがございまして、その点で食料自給率について、今回は水田フル活用、その中で主食から非主食用、主たるものは飼料用米への戦略作物としての生産拡大ということが今、言われております。我々JAグループも飼料用米60万トンという目標を掲げてやっておるわけでありまして。

これも先般、申し上げたと思いますが、改めて申し上げたいのでありますけれども、今年26年産の米価は過去最低水準だということでありまして。まさしく大変な状況にあるわけで、いろんな手を打ってはもらっておりますが、そういう状況にあって、再生産は、この

ような状況にあるなか、生産者からまさに大変な事態だと聞かされております。そんなことから飼料用米等の戦略作物の本作化に向けた動きが加速しております。しかし、生産現場では依然として政策の継続性、これがきちんと担保されないと、まさに次はどうするかというような、毎年、中身が変わってくるようでは困るわけでありますので、今、申し上げたように基本計画でありますから、この政策の継続性について懸念する声が非常にございますので、その点をひとつ安心感を持たれるような、きちんとした基本計画に基づいた方策を基本法に位置づけていただきたいということであり、まさしく本作化は「農林水産業・地域の活力創造プラン」でも明記されております。政府方針であると理解しております。一方、財務省等の財政制度等審議会なり、産業競争力会議におきまして、それに逆行するような内容が議論されておるのは、ご案内のとおりであります。そういう面では現場の不安感を助長しているという実態、政策推進の足かせになっているということは否めない現況であります。そういうことで、どのような形で基本計画に位置づけようと考えているのか、今年度の作付は間もなく各集落で座談会が始まってくることでありますので、本作化に向けて農水省としての考え方を改めてお伺いしたいというふうに思っております。

もう1点、これも食料安保として絡むわけではありますが、まさにT P Pの関係でございます。最近、国内の複数の報道機関が、T P P交渉における日米協議の米の取り扱いなど、具体的な品目の交渉内容を報道しております。主食用米の輸入拡大の検討があるという、今日の新聞にも出ているようでありますけれども、そういう状況の中で、まさに生産現場は混乱しており、T P Pの成り行きいかんを注視しています。今の国内政策と逆行する内容になるおそれが十分考えられます。そういう点を十分、政府におかれましては、国会決議、これは当然、国民との約束でありますので、その決議に沿った交渉をしていただくと信じておりますけれども、守秘義務を理由に全体像を開示しないという状況がございます。そういう中でも生産現場が混乱しないように、十分、留意をして交渉を進めてもらいたいと、近々、今、言われている内容をもってご意見、ご質問として状況を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、藤井千佐子委員、お願いたします。

○藤井（千）委員 私は2点、意見を述べます。

まず、食料自給力につきまして、大分分かりやすくなって理解が進みました。特に資料2-2の5ページの一番下、7の項目に国のこれから政策に取りくむことがきちっと明記

されたことで、大分、分かりやすくなったと思います。とはいっても、今一步、踏み込んで政府としての力強いメッセージをこの部分に込めてほしいと思います。つまり、日本が直面する人口減少、それから、超高齢社会、それから、東京一極集中などへの対応として政府は地方創成というテーマを設定してあるわけです。地方創成の要は各地域における農業の再生または発展にある。つまり、農業がその地域の成長産業になることが地方創成の礎、基盤になるという位置づけをここですべきではないかなと思います。

農業が成長産業となることへの推進力に食料自給力になるという位置づけをきちんとすることによって、自給力というメッセージが国民に伝わるのではないかなと。資料11の委員提出の資料7ページに指摘されていますけれども、政府一体となった政策展開が今の時点、本当に不可欠ではないかなと私も同じように思います。政府一体となった政策展開のメッセージとして、地方創成の礎は農業を成長産業にすることだということをメッセージとして、ここに込めてほしいなと思います。

2点目です。農業経営の展望についてです。農村地域の関連所得の増大に向けたところで7分野を挙げてありますけれども、この7分野というのはいずれも農業とほかの分野を結びつけた上で成り立つんですよね。ここで鍵を握るのは本当に人だと思うんです。その仲を取り持つコーディネーター的な人であり、プロデュースする人である。その人材育成についての言及がこの部分にはないというのを非常に懸念します。

資料3-1の18ページの一番上の2行目に、これに伴う付加価値のより多くの部分を農村地域に帰属させ、地域内に雇用を生み出すこと等により、本当に付加価値のより多くの部分を農村地域に帰属させるとある。そういうことを実現させるには本当にそういう人材がいないとできないと思うんですよ。単に農業者がいて、そこにほかの産業がいて、何となくうまく話し合っただけでできるということではない。単に農業の中のコンテンツと別の分野のコンテンツと一緒に結びつけるというだけでは、より付加価値の多くの部分を農村地域に帰属させるというようなことはできないと思います。

キーパーソンとなる人材の育成が急務であるし、それは単にコンテンツとコンテンツを結びつけるだけの人ではなくて、農業に精通し、マーケットが見渡せるというような人でないと成功はしないんじゃないかなと。今でも食の6次産業化プロデューサーという人がいて、また、各都道府県には6次産業化プランナーという人が何千人もおられる。それから、別に食農連携コーディネーターという方もいらっしゃるって、何かわけが分からないかなという気がしますので、この辺の整理もきちっとしてほしい。マーケットというのは

日々刻々、変わってくるわけですから、そういう人材を確保するとともに、そういう人たちの育成、それから、講習とか、そういうのも不断の努力としてやっていただきたいなということをお願いしておきます。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、藤井雄一郎委員、お願いします。

○藤井（雄）委員 まず、不測時に備えた食料安全保障についてです。かなり細かいリスク評価あるいはリスクマップなどの整理が進んで、非常に分かりやすくなったと思います。これを是非しっかりと広報して、国民の目にさらした中でリスクの評価とかを再度、検討されると、より国民が抱えている不安について払拭できる材料にもなるし、議論を戦わせる材料にもなるんじゃないかなというふうに思います。これに関しては非常に評価しております。

ここで質問なんですけれども、レベル0発動時における広報等の対応についてはどのようなことを考えられているのか、また、過去の動向から見ると、レベル0の発動でどれぐらいありそうなものなのかということです。先ほど萬歳委員からもお話があったように、今後、TPP交渉等が進んだ中で、このリスクマネジメントがどのように変化するのか、輸入依存が進むことによって、リスクはどういうふうに変化するのかみたいなのも、併せてみられるといいのではないかなというふうに思いました。

次に、地域における所得倍増というか、所得倍増計画についてなんですけれども、所得倍増とうたっておきながら個々の経営の所得倍増ではないんですと、先に話が入るのを聞くと何だと思ってしまうのが農業者としての率直な意見かなというふうに思います。その中で、ただ、地域における所得倍増というのは非常に考えとしては現実的かなと思います。ただ、ここに農協の立ち位置が明確にされておられません。地域において特に北海道など加工食品産業が余り発達していないところで、農協抜きに地域の所得倍増をどういうふうに関連づけるかということがあります。決して農協ありきで考えるべきではないとは思いますが、ただ、農協の立ち位置もはっきり示していただかないと、農協内で私は運営に直接関わってはいませんが、コンセンサスをとるのもかなり難しく、新規事業を動かすのも難しい中で国が立ち位置をしっかりと明記し、後押しをする必要があるのではないかなというふうに思っております。

また、所得倍増につきまして先ほど生源寺委員の提案の中にもありましたけれども、全

ての農業者が黙っていても所得が倍増するということはあり得ないと思うので、それははっきり言ってもいいと思うんです。その中でも、それなりのリスクや努力を払えば倍増することもできるモデルがあるよという、何か、そういうモデルがあってもいいのではないかなと思います。地方意見交換会を含めてもよく夢がある展望を描いてほしいということの声は聞こえます。そういったモデルも現実、現実ばかりやっても、夢がないということでもなかなか難しいのではないかなという中で、モデルの中にもそういうものがあったりもいいのかなというふうな気がします。

また、若者や特に新規参入、農業に夢を持って参入する若者は、決して所得を増やしたいから農業をやりたいというわけではないということもあります。いかに農業という分野で地域や日本に対して貢献できるのか、そういうモデルもあってもいいのではないかなという気がしております。農業も作物とかだけに張りついたわけではなくて、もっと幅広い単位でも捉えてもいいのではないかなという気がしました。

次に、農業法人についてのことを言いたいと思います。バターの話もこの中にもでておりますけれども、北海道の酪農法人等は非常に実際に経営の中で苦戦していると。先ほど経営局のほうからも5,000万の売り上げがあればとかいう話もありましたけれども、実際、酪農の経営はメガファームですと、3億、5億というのが別に当たり前なんですけど、現実問題、なかなか、経営が厳しいと。正直、社会保障費の増大等もかなり経営を圧迫しているような状況です。採用自体が非常に厳しい中で、給料を上げたいんですけども、上げられない、社会保障費はかさんでくると。人を何とか雇いたいんですけども、雇えないために規模拡大ができないという悪循環にも入っております。そんな中で、法人がしっかり力を持てる適正規模になるまで、しっかり国の中で保護といいますか、力をつけるまでの推進材料を与えるというのは必要ではないかなと思います。

今、確かにいろいろな制度はあるんですが、法人がまだまだ力を持つためには不十分だというふうに考えております。その実情として酪農の現場での生産量がなかなか上らないということは、酪農分を上回るだけの法人の規模拡大が進まないことに問題があるというふうに私は思っております。ですので、しっかりと法人が推進力を持てるまでの環境の整備、これを進めていただきたいなというふうに思います。また、法人の雇用につきましては外国人労働者のこともあります。これについて全く触れていませんが、集約的農業に関しましては現実面、外国人労働者を抜きに語れない状況になっております。その実情を踏まえた上で、人材の確保・育成について議論すべきかというふうに思います。

次に、研究開発につきましてです。近藤委員からもお話がありましたけれども、研究開発について非常に予算の配分が少ないのではないかなというふうに思います。酪農分野でもよくあることなんですけれども、法人向けで使えるような技術というところの開発が非常におくれているのではないかなという気がします。これは規模によって、いろいろ、そういう技術が変わってくるということ、個人向けの技術もあれば、法人としてやっていく技術で、本当にこれは変わってくるということがあります。

大規模経営が戦っていくための武器が正直ないと、そういう開発がなされていないということにも、法人が推進力を持ってない環境整備ができていないという一面があるのではないかなというふうに思っております。家族経営から企業経営を目指そうというときに何がキーポイントになるかという、この技術革新によって戦っていけるだろうという読みというのが非常に大きいかと思えます。うちの牧場は111年続いて私で5代目になりますが、その代、その代で技術革新とともに、よし、ここで戦っていこうと思い、投資を進めてきたという経緯があります。ここを抜きに日本の農業というのは語れないというふうに思います。

これも近藤委員と重複になりますが、輸出や6次産業化が農業の本質ではないと思えます。生産物の質と価格で勝負ができなければ日本の農業の発展はありません。そのために研究開発と人材育成ということが最も重要な課題だと思いますので、再三、ここについて、是非、強く骨子の中でも盛り込んでいただきたいなというふうに思います。若者と先進的な取組をする農業者、そして法人に対して重点的な予算配分をしていただきたいとともに、国際競争力を持つためという視点を是非、強く持っていただきたいと思えます。

最後になりますけれども、自給率目標について、これですが、生産する力があるかどうか、確かにそれも大事ですし、当然、人材がいるかどうかということも労働力という面も大事なんです、ここに価格や品質面で競争力がないものを大量につくってしまったら、それは政府で買い取るしかないというスキームになってしまうと思えます。どこに力を入れるかという、研究開発というところになってくると思えますし、競争力をいかにつけていくかという視点を抜きに、自給率目標等を掲げても私は無意味なのではないかなというふうに思います。そこについても、是非、留意していただきたいと思えます。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、松本委員、お願いします。

○松本委員 これまでも私のほうからも幾つか検討に当たっての提案も申し上げまして、今日の精査いたす中に何点か織り込んでいただいているということで、そういう面でも感謝を申し上げたいと思います。その上で、二、三、申し上げたいと思います。

まず、食料自給力につきましてずっと申し上げておるのでありますけれども、この自給力の維持・確保に当たりまして再生利用可能な農地、大変、残念な状況があるわけなんです。農地の再生利用という観点から荒廃になっている農地についても将来的には確保していくという視点が重要だろうと思っています。将来にわたりまして活用すべき農地、これを明確にして、昨年、できました農地中間管理機構という新しい装置も活用して、これをつなげていくと、こういうことは考える必要があるんじゃないかと思っています。こういうところは当然でございますが、大変、条件不利地域の農地ということが多いのではなかろうかと想像がつくわけでありまして、それだけに、大変、いろいろなハンデを持っておるということでもあります。そういう面で、農政としてそれらの地域について継続的な検討をお願いしたいと、そういう面を基本計画でも堅持してもらいたいというのが1点であります。

それから、農業経営の展望について、先ほど萬歳会長も同趣旨のことをおっしゃいましたけれども、飼料用米の生産拡大というのは、政策的に大変焦点になっておるというように思います。大変重要であると、農地の有効利用の観点からも重要だと、こう思うわけがありますけれども、なかなか、いろいろと他の観点からの雑音も入ったりしまして、いろいろ、予算措置等についても厳しい状況が想定されるわけであります。現場から、そういう観点で大変、この新しい打ち出しが、5年、10年と継続性があるだろうかという率直な心配を言われる向きがございます、現場を歩きますと。こうした不安を払拭する大変重要な施策だという前提で言っているのでありますけれども、払拭するという意味合いで基本計画の中でもこうした助成水準とか、長期的な対応とかについて特出しでメッセージを打ち出すと、こういう対応も必要じゃないかと、こういうふうに感じます。

それから、三つ目です。最後ですけれども、農業経営モデルの例示であります。本日、大変整理されてまとめられた経営モデル事例というのが提示されているのでありますけれども、それは大変結構で、是非、詰めた姿を出していただきたいと思うのであります。それに加えまして中山間地域とか、あるいは定年帰農による農業の経営とか、あるいはなかなか面積拡大ができないけれども、地域に新たな意味合いで必要な都市農業の姿とか、今日、いろいろと例示されたモデル、いわゆる将来、基本計画として目指す、そういう素

直なモデル経営とは色合いが異なる実態的な経営が、現実に日本のあちこちにはあるわけです。それについてどのように織り込めるかということについて第二の参考事例といえますか、そういう面での追求はしておいていただいたほうが、現場のいろいろと支援する場面においても、現実味を持った支援サポートという意味合いで役に立つんじゃないかと、そういう感じがいたします。

このことがいいかどうか分かりませんが、現場へ行きますと地域によってはきれいごとではなくて、兼業という言葉が言われる場面があります。農村で実際にそこで住んで生活していくという場合に、現実の場面での姿は例えば兼業でちゃんとやるしかないんだというようなことも例示的にいいますとあります。そういう点は忘れてはいけないのであって、こういうものをどういうふうに基本計画の中では捨象せずに、ちゃんと受けとめて見通しを立てていくということも必要ではないかという感じがいたします。

以上、三つです。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、三石委員、お願いいたします。

○三石委員 さまざまな委員の方がかなり多くの論点をカバーされましたので、私のほうは簡潔に、といっても、五、六点ありますが、短く質問とコメントをしたいと思います。

1点目は食料自給力について。地方意見交換会を回って素直に感じた印象ですが、今後、できるだけ、説明は丁寧に分かりやすく、それから、聞いているオーディエンス、対象がどういう方なのかということをしっかり踏まえた上で、是非、お願いしたいと思います。今回の資料の中で生産者向け、消費者向け、食品産業従事者向けなどと分けていただいたことは、物すごくはっきりしてよかったと思います。

できれば、さらに、例えば小中高校だとか学校関係、それから、もう一つ、私はこの言葉が出たときから考えていたのですが、食料自給力は英語で何というのだろうかと思っていました。食料自給率は世界的に定訳がありますが、食料自給力を文字どおり、そのまま訳すと英語の意味は変わってしまうだろうなと感じていました。今回は日本が世界に初めて食料自給力の指標化をしたという非常に大事な計画ですよね。そうであれば、例えば、潜在生産能力というような直訳のほうがもしかしたら良いのかもしれない。世界中にこの言葉の意味が分かるような形で、初めての人でも分かるようにしっかりと丁寧な説明を準備していただきたいと思います。海外から見ても分かるようにという意味です。

2点目は食料安全保障の関係です。細かく言うと2点ありまして、1点目は不測時の対

応、山内委員が提出された資料の最後に出ていましたが、何事も、山内委員の言葉では、演習が必要、という点です。私の言葉で言うと避難訓練が必要ではないのかなということになります。日本人は不吉なことは言わない、忌み嫌うということもありますので、なかなか考えたくないのかもしれませんが、もし、こういうことが起こったときにはどういう対応をしておくべきなのかというシミュレーション、あるいは、行政、自治体、それから、生産者はどのように動けるのかという事例を、例えば世界中、どこの国でこうした訓練をしているのかとか、そういう調査から始めて、少し検討しておいた方が良いのではないかなという気がいたします。それは、最終的には不測の事態が想定内の事態になるということにつながります。いつまでたっても不測の事態では困るわけです。ある程度、想定内の事態だったという形にしていく必要があるのではないかなと思います。

食料安全保障の2点目は、先ほど市川委員、それから、藤井委員も言われましたけれども、22項目のリスクの中で、入れておいたほうが良いと思うもので社会に多大な影響を与える技術、これにどういうものがあるのかという点です。先ほど遺伝子組換えの話がありましたし、NBTの話もありました。要は何となく既に顕在化しつつあるわけです。でも、どうなるか分からない。これは技術が革新的に進歩した場合や、安全性が明確になれば社会に非常に大きな影響を与えるわけです。ですから、そういったものも多少は考えておいたほうが良いのかなという気がいたします。

それから、3点目は何人もの委員の方が言われている人材育成、担い手の話です。企画部会では過去に何度もいろいろな議論をして、その中でも新規就農した人にとって何が難しいのかといえば、キャリアパスが見えない、という話を何回もしたと思います。今回、全体の中でキャリアパスと具体的な支援のモデルみたいなものが、どこかに入れられないのかなというのを考えていました。経営展望に入れるのか、それとも、構造展望に入れるのか、その中で、例えば、分かりやすく言えば、35歳、経験10年、何ヘクタールやって収入はどのくらいです、といったイメージができてくると、若い人あるいは新規就農する人、それから、営農を継続する人もイメージが持ちやすいのかなと思います。所得モデルとは直接はつながらないかもしれませんが、将来を描きやすいのではないかなという気がいたします。

それから、4点目です。どなたか言われるかなと思って、ついに最後まで誰も言われなかった点は、ご配慮を頂いたのかもしれませんが。東日本大震災からの復旧・復興という章を一つ立ててありますが、これは大事なポイントだと思います。特に前回、指摘した資料

の中で、私は津波被害のあった農業経営体の状況と営農を再開できない理由、この資料はすごく大事な資料だと思います。その理由ですが、復興庁その他の資料の中で、資料6の1ページの一番上に現状が書いてあり、そこでは津波被災農地の7割で営農再開が可能となっています。ただ、現実はその次のページに書いてあるとおり、被災3県を見ても半分しか再開していない点です。福島に至っては4分の1も再開していない、これが現実です。

ですから、7割が営農可能ですということだけを言うのではなく、再開できない理由というのが右側に出ていますよね。この辺をどう対応していくのだということが、多分、計画の中にしっかりと位置づけられて良いのではないかなと思います。ここでは営農再開になっていても、耕地や施設が使用できない、生活拠点が定まらない、これが一番大きな理由として出ているわけです。ですから、それをサポートするためにどういうことをやっていくのだということを、できれば、どこかで入れていただきたいなと考えています。

それから、最後になります。何人か言われましたけれども、今回の計画というのは日本社会が人口減少社会に入るという点で非常に重要な計画です。部会長が最初に人口減少局面で初めての基本計画だと言われたと思います。ですから、節目の計画だということを考えた場合、これだけの資料をどうまとめるかというのは非常に難しいのですが、できれば2～3ページのパンフレットにまとめていただいて、それだけを持っていけば、どんな相手に対してもしっかりとこの基本計画の考え方と内容が説明できるというものを、是非、つくっていただきたいという大変なお願いになりますが、これは必要だと思います。項目だけでも良いと思います。

そうでないと、幾ら説明しても、多分、農水省さんの考えていること、それから、我々が1年、議論してきたことの内容が聞き手に落ちませんし、言葉で誤解が生じてしまいます。そうすると、本来進むべきものがなかなか進まなくなるのかなと思います。ですから、いつもアメリカの例を出して恐縮ですが、アメリカ農務省などが、例えば2014年の農業法のポイントという形で、A4版2枚ぐらいで書いていますよね。あのくらいのもので良いと思います。ポイントや項目だけをしっかりと書いていただければ、それをベースに、多分、説明できる方はたくさんいらっしゃると思います。計画はつくって終わりではなく、今度はこの計画をしっかりと全国で実行する、そういう形で進めていただければと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

委員の皆様から全て発言をいただきました。ここで事務局からご対応ということなんですが、あべ副大臣はご公務のためにご退席されます。

それで、この後、大事な案件が2点ございます。それで、一応、6時半までを目途に終わらせなければいけないものですから、今、いただきましたご質問、それから、ご意見もしくはご要望について一つ一つ答えていただくと全く時間がないということでございます。それで、もし、ここで答えていただいたほうがいいという事務局の判断があれば短くお答えいただき、それから、もし、積み残しが出たならば次回の企画部会の冒頭にでも宿題返しという形で、もしくはそれを反映した形での議事のつくり込みというのをさせていただきますと思います。

それでは、各ご担当のほうからできるだけ簡単にご返答いただければと思います。

○食料安全保障課長 それでは、藤井千佐子委員のほうからございました自給力のメッセージの発信の仕方という点でございます。人口減少社会の中でも、特に消費者あるいは都市住民の方々に農業・農村の重要性を理解してもらえるような材料として、分かりやすく情報発信をしてまいりたいというふうに思います。

それから、藤井雄一郎委員のほうからお尋ねのありましたレベル0の場合の広報でございます。今日、大部なのでお配りしておりませんが、指針の中ではそういう状況、0になった場合には緊急の要因に即応した情報の収集・連絡体制を農水省で敷くと。それから、収集・分析した情報に基づき、各種媒体を通じ、需給価格の動向を実施する対策の取組内容について適宜、適切な広報を行うということになっております。具体的な媒体としては、新聞、テレビ、インターネット、各種説明会、パンフレット、有識者・消費者団体・オピニオンリーダーに対する情報提供と、こういった形で決められております。

それから、自給率目標について競争力のないものをつくっても意味がないと。当然でございます。今日の資料にもお示しをしましたがけれども、需要がそれぞれ幾ら、それに対して、それに対応して順に充当するものが幾らという形で、需要に見合った形でお示しをしてまいりたいというふうに思っております。

それから、三石委員からお尋ねのございました自給力の英語表記でございますが、どういう表現がいいか、検討していきたいというふうに思っております。今のところ、白書なんかではfood self-sufficiency potentialと、こういう表記が使われているようでございます。

それから、安保について演習が必要ということでございます。おっしゃるとおりでござ

いまして、私どもも27年度予算で演習のための予算をいただいております、演習もきっちりやり遂げてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○技術総括審議官 藤井雄一郎委員、また、松本委員から経営展望のモデルにつきましてご意見をいただいたので、簡単にご説明を申し上げます。今日の資料の冒頭の説明ではいたしませんでしたが、資料3-2というちょっと分厚い資料がございます、この中で今は数字は入っておりませんが、検討状況が整理されております。例えば松本委員にお答えする話としては、7ページに中山間地域の集落営農法人のモデルがあったり、22ページに果樹の複合経営のモデルがあったり、こういう形で地域性にも応じたモデルをしっかりとつくっていきたいと思いますし、都市農業に関しては経営モデルではないんですけれども、53ページに都市住民のニーズに応えた体験農園の地域の振興モデルなども整理しております。

また、藤井委員からありましたJAの立ち位置ということでもありますけれども、例えば42ページに加工原料用野菜で地域の所得向上に取り組んでいる事例、あるいは次の43ページの輸出の事例、それから、48ページの地域特産品の事例、これは全てJAがキーパーソンになって進めておる事例でございます。モデルでありますのでJAとは書いておりませんが、当然のことながら、地域の所得向上に向けてのJAの役割というのは非常に重要でありまして、そこは我々もしっかり認識しているつもりでございます。最終的には各モデルをしっかりまとめる形で各委員への宿題をお返しするということに変えたいと思っております。

○総括審議官（国際） 萬歳委員からTPPについて、一部報道のことを含めてお尋ねがございました。まず、TPPは交渉参加の際に具体的交渉の中身は公にしないというのが参加条件になっておるわけでございます。そういうことをご理解いただいた上で、そうはいっても私どもとしてはできる限り、状況の説明はしていきたいということでございます。そのような中で年が明けてからは1月13日から16日、先方、US TRのカトラー代表代行が来日して、オオエ代理と交渉を事務レベルで行ったという状況であり、現在はニューヨークにおきまして12カ国による主席交渉官の会合というものが行われており、原産地規則でありますとか、知的財産でございますとか、国有企業など難しい分野を含め、議論が行われているところでございます。なお、その終了後、ワシントンに場所を移して、また、大江、カトラー以下での事務レベル日米二国間協議というのが予定されているというのが

現状でございます。

そのような中で、種々、報道があるのでございますが、日米間の協議が進展していることは事実でございますけれども、農産品ほか全体をパッケージとして議論しておりまして、米を含め、何ら確定しているというものは無いということでございます。何分、交渉中でございますし、また、依然として解決すべき難しい課題が残っているという状況でございます。したがって、早期妥結に向け、努力はしてまいりますけれども、その際、当然、衆参両院の農林水産委員会決議が守られたという評価をいただけるよう、政府一体となって交渉に全力を尽くすということには何ら変わりはありませんので、ご理解いただきたいというふうに考えております。

○生産振興審議官 生産局でございます。萬歳委員、それから、松本委員から飼料米についてご指摘がありました。米の価格自身は当然ながら、供給と需要のバランスによって決まるということで、現在の需給を見れば食用米についてきちんと需要に合った生産をしていくということが大事で、それはイコール、食用米から飼料米へ転換をしていかなければいけないという考えでございます。11月14日に農水省で公表しました米下落の緊急対策の中でも、実は飼料米についてきちんと基本計画の中に位置づけるということで書いてありまして、現在、その方向で作業中でございます。

○中嶋部会長 これ以外にも数々の重要なご指摘があったと思います。それは最後の基本計画を取りまとめていく上で、とても大事なことに触れていらっしゃると思っております。このことについてはそれぞれのご担当の方は、是非、しっかりと受けとめて検討していただきたいということ、それで、最後に感想を申し上げますと、自給力につきましてはかなり委員の中でもさまざまなご意見があり、一時期、混乱したように思いますが、徐々に収束してきたと思います。けれども、私が今日、伺っていてもまだ完全な皆さん同じ理解ということになっていない部分もあるような気がいたします。これは食料の安全保障の問題、それから、自給率の向上について大切な役目を果たすと期待しておりますので、国民への最終的なコミュニケーションも大事だというご指摘もあつたとおり、ぶれないご理解というものに最後はまとめていっていただきたい。もう少しのご検討も必要かなと思っております。

それから、農業・農村所得につきましては、まだ、いろいろなご意見があるということをお聞きして、本日、改めて確認したと思っております。これも基本計画の全体を定めていく上で重要な項目ではあると思っておりますので、ここについてもしっかりとご議論を最後にまとめていた

できればというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、先ほど申し上げましたようにご返答の積み残しがある分については、次回で宿題返しということなり、それから、個別のご説明でご対応いただければというふうに思います。

それでは、一応、議題2につきましてはこれで終了させていただきたいと思います。

続いて、議題3、平成26年度食料・農業・農村白書の作成についてです。事務局からご説明をお願いします。

○政策課長 農林水産大臣から白書に関する諮問がございました。ここで私から諮問文を代読させていただきます。資料9-1をご覧くださいければと思います。

平成27年1月28日。

食料・農業・農村政策審議会会長、生源寺眞一殿。

農林水産大臣、西川公也。

平成27年度食料・農業・農村施策について。

標記について、食料・農業・農村基本法第14条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 それでは、続いて事務局から資料を説明してもらいます。

○政策課情報分析室長 情報分析室でございます。私のほうから資料9-2、平成26年度食料・農業・農村白書の構成（案）につきましてご説明させていただきます。

まず、1ページ目でございます。作成方針でございますが、動向編につきましては平成26年度の食料・農業・農村の動向ですとか、主要施策の推進状況につきまして体系的に分析を行ってまいります。今回の白書におきましては、冒頭に特集章を設けようと考えております。一つは人口減少社会におけます農村の活性化、もう一つが現在、検討が進められております食料・農業・農村基本計画、こちらの見直しについて記述をしたいと考えております。なお、国民の理解と関心が一層高まりますよう、図表等を活用しまして、簡潔で分かりやすいような記述にしていきたいと思います。

また、施策編につきましては新たな基本計画の構成に合わせまして、27年度に講じる食料・農業・農村施策を整理してまいります。

続きまして、2ページでございますが、特集章でございます。一つ目としまして、今の地方創成の動きですとか、農山漁村のにぎわいの実現に向けた取組といった中で、人口減

少社会における農村の活性化、これをテーマとしまして田園回帰の動きですとか、U I J ターンによります新規就農者、定住化施策、地域資源を活用した活性化といった事例を中心としまして、地域で頑張っている方々を特集して紹介していきたいと考えております。こういった方々を取り上げることによりまして、地方でも農村で希望や元気が出るような、そのようなものにできればと考えております。

二つ目は基本計画についてでございますので、現在の見直しが行われております内容につきまして、食料自給率目標ですとか、食料自給力その他について、こちらの白書でも分かりやすいような記述をまとめていきたいというふうに考えております。

続きまして、3ページでございますが、こちらは食料・農業・農村の主な動向ということの内容でございます。例年どおり、食料、農業、農村、それから、震災からの復興といった順に章立てを行いまして、こちらに記述しているような項目を中心に、26年度の主な動向というものを記述してまいりたいというふうに考えております。

それと、最後、今後の進め方でございますが、本日、構成（案）をお示しいたしております。今後、この構成（案）につきまして肉づけをいたしまして、3月ぐらいの企画部会で骨子（案）、それから、4月になりましてから企画部会で本文（案）ということでご議論いただきまして、5月下旬に閣議決定、国会提出ということに向けまして準備を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明につきまして、特段のご意見、ご質問のある方は挙手をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

お時間が押していて何か発言を制するような感じになってしまいますが、特集はこちらに示した二つでございますので、よろしいということを確認させていただきました。

先ほども分かりやすいパンフレットをつくって、基本計画の見直しの説明をすべきであるというご意見がいろいろ出てまいりましたが、この白書もコミュニケーションツールとして非常に重要なものであると思います。新しい基本計画ができた後、すぐに発表されるものでありますので、是非とも特集の2の部分については工夫をしていただき、それを活用できるような形で取りまとめていただければと、部会長としては期待しております。それでは、白書の作成作業をこのようにして進めるようお願いしたいと思います。

それでは、続きまして議題4、生産条件不利補正交付金の面積単価及び数量単価の改正

についてです。まず、経営所得安定対策小委員会の審議の経過について、青山座長から報告をしていただきます。それについて委員の皆様方からご意見をいただき、その後、議決したいと考えております。それでは、お願いいたします。

○青山座長 小委員会の座長をしております青山といたします。よろしくようお願いいたします。皆さんに資料10-1をご覧いただきながら、ご説明させていただきたいと思っております。

本日は、小委員会における審議の結果についてお手元の10-1に基づいてご説明いたします。農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議委員に諮問がありました。生産条件不利補正交付金（ゲタ対策）でございますが、面積単価及び数量単価の改正についてです。

上段、1になるんですけれども、今回の改正の背景をまとめております。昨年6月に成りますが、担い手経営安定法の改正がございました。それに伴ってゲタ対策について面積払いを過去の清算面積に応じた支払いから、当年産の作付面積に応じた支払いに変更しております。また、新たに、そば、菜種を対象農産物に追加するといった見直しが行われました。また、そばの農産物検査規格についてなんですけど、先般、流通の実態を踏まえまして見直しを行いました。

そのような見直しを背景にゲタ対策の面積単価及び数量単価の設定について、ここは2番以降になるんですけれども、そのとおりに改正することにつきまして、本小委員会において去る1月19日になりますが、調査・審議をいたしました。その結果なんですけれども、出席の委員から新たなそばの数量単価については、より品質のいいそばへの生産へのインセンティブが働くということで評価をできるというご意見、また、一方で、制度がいろいろ変わるものですから、政策の趣旨ですとか、狙いを現場の農業者の皆さんに十分理解していただけるように、分かりやすく説明するといった工夫を行うべきではないかといったご意見がございました。それを踏まえましても審議の事項についての特段の異議はございませんでした。

以上、ご報告いたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明で、小委員会として審議事項に特段の異議はないとのご報告をいただきましたが、委員の皆様方、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

（委員に確認の上で）ありがとうございます。

それでは、平成26年9月25日付で農林水産大臣から諮問のあった、生産条件不利補正

交付金の面積単価及び数量単価の改正並びに調整額の算定方法の制定並びに収入減少影響緩和交付金の算定方法の改正についてのうち、生産条件不利補正交付金の面積単価及び数量単価の改正について、小委員会からの報告を踏まえて適当であるとの答申を行うということによろしゅうございますでしょうか。

(うなづく者あり)

ありがとうございました。

食料・農業・農村政策審議会令第8条第2項及び第3項の規定により、私のほうで答申の手続を進めさせていただきます。今後、事務局におきましては必要な手続を進めていきたいと思えます。

それでは、少し予定の時間が過ぎてしまいました。申しわけございません。本日はこの辺りで会議を終了させていただきたいと思えます。

先ほど申しましたように、次回は骨子(案)の提案ということになりますので、それまでの間にまたご意見があれば、是非とも事務局のほうにご意見をお送りください。

それでは、最後に事務局から何かあればお願いいたします。

○政策課長 次回の企画部会は2月上旬の開催を予定しておりますが、具体的な日程につきましては後日、ご案内を申し上げますことといたしますので、よろしくお願ひいたします。

○中嶋部会長 それでは、本日の食料・農業・農村政策審議会企画部会は、これにて閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

18時35分 閉会